

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 20 年 9 月 26 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 3 8 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、吹田副委員長、千葉・中島・井川・斎藤(博)・ 成田(晃) 各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉各部長、小樽病院事務局長、 保健所次長、総務部市立病院新築準備室長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、成田晃司委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時01分

( 陳情趣旨説明 )

再開 午後 1 時08分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市産業廃棄物最終処分場における処分手数料の着服について」

( 生活環境 ) 管理課長

小樽市産業廃棄物最終処分場における処分手数料の着服について報告いたします。

塩谷 1 丁目にあります小樽市産業廃棄物最終処分場の料金徴収事務を含めた管理運営等業務につきましては、樽栄環境整備株式会社に委託しておりますが、この委託業務の総括責任者が窓口において現金で収納した産業廃棄物処分手数料の一部を着服していたことが判明いたしました。本件は当該社員が開場直後の繁忙時間帯に、みずから窓口で収納した現金を電算集計システムを操作の上、着服したものでありますが、処分場の書類整理をしていた別の社員が不審な点に気づき、9月5日に同社幹部社員が本人に問いただしたところ、着服の事実を認めたものであります。

同社では、直ちに社内に調査チームを組織し、本件の全容解明のため、帳票類の調査を行ったところ、現時点において昨年の10月15日から本年9月3日までに74件の着服があったことが判明しております。なお、本人が既に着服した分の伝票を廃棄しており、また処分場の電算集計システムからデータも削除しているため、調査が難航しておりますが、同社としましては、本人から供述を得るとともに、搬入業者の協力を得ながら、現在、鋭意調査を進めているとのことであり、9月25日現在までの調査では、74件中48件について調査が終了し、その額としては約250万円に上るとの報告を受けております。

業務を委託している市といたしましても、不正を早期に発見できなかったことについて、業務の点検が不十分であったことを深く反省しているところであります。今後、本件の全容が判明した後、直ちに樽栄環境整備株式会社に対して本件にかかわる措置を行うこととなりますが、今後の経過等については改めて報告いたしたいと考えております。

委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

( 医療保険 ) 後期高齢・福祉医療課長

それでは、平成20年第2回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

まず、 . 「北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の(補欠)選挙について」であります。

年度内に町村長と町村議会議員の区分で補欠選挙を2回執行する予定であり、時期は8月下旬と来年1月下旬と

なっております。市長と市議会議員の区分では任期満了の予定はございません。町村長と町村議会議員の 1 回目の補欠選挙につきましては、平成20年 8 月25日に選挙の受付を終了し、候補者として次のとおり推薦届出がありました。

( 1 ) 町村長区分では 2 名の欠員に対し、西田篤正沼田町長と脇紀美夫羅臼町長の 2 名しか届出がなく、候補者の数が定数を超えなかったため投票は行われません。

( 2 ) 町村議会区分では 1 名の欠員に対し、松井宏志鶴居村議会議員と渡辺正治余市町議会議員の 2 名の届出がありました。候補者が定数を超えたため、各町村議会の 9 月議会、定例会または臨時会において選挙を実施することとなっております。

なお、選挙会は北海道内の全町村から開票結果報告書が広域連合へ送付されてから実施します。時期は10月上旬ころの予定となっております。

次に、 . 「平成20年第 1 回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会について」であります。平成20年 7 月16日に会期 1 日間で開催されました。

1 . 議案第11号「北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、6 月12日の国の決定に基づき、平成20年度の保険料の特別軽減対策として、所得の少ない者に係る所得割額及び被保険者均等割額につき、特別軽減措置を講ずるものでございます。

としまして、「所得割の軽減」につきましては、基礎控除後の所得金額等が58万円以下である被保険者の所得割額を一律50パーセント軽減とするものです。 としまして、「被保険者均等割額の軽減」につきましては被保険者均等割額が 7 割軽減となる世帯の被保険者について、その軽減割合を8.5割に拡大するというものであります。

今回の条例改正は、平成20年度分の保険料に係る措置のみであり、平成21年度の保険料の特別軽減対策につきましては、今後11月又は来年 2 月の議会に提案予定となっております。なお、施行期日は公布の日からとなっており、平成20年 4 月 1 日にそ及して適用することとなっております。

次に、 2 . 議案第12号「平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第 1 号）」、 3 . 議案第13号「平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算案（第 1 号）」についてですが、内容につきましては、政府与党による「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に基づき、平成20年度における新たな軽減策等を実施するため予算の補正を行うものであります。

( 1 ) 新たな軽減策の導入としまして、国の特別対策による平成20年度における新たな軽減措置の実施に要する経費となっております。軽減に要する経費といたしましては、7 割軽減から一律8.5割軽減で16億2,493万2,000円、所得割50パーセント軽減で6 億5,708万3,000円、合計で22億8,201万5,000円となります。軽減に係る財源についてであります。国庫補助金(特別調整交付金)で軽減に相当する額と同額が歳入で見込まれております。

( 2 ) 特別対策に関する広報等についてであります。新たな軽減策等、国の特別対策に関しまして、住民等への周知を図るための経費として、広域連合広報の充実として新聞広告に800万円、チラシ・リーフ作成に200万円、合計で1,000万円計上しております。市町村事務費への補助としまして、特別対策に係る市町村の広報に要する経費への補助に8,000万円を計上しております。事業に係る財源は歳出と同額の9,000万円を全額国庫補助金で計上しております。

( 3 ) 特別対策に要する職員手当であります。職員の時間外手当の補正といたしまして、1,704万円を計上しております。

最後に、 . 「平成20年度第 1 回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催について」であります。20年 6 月25日水曜日午後 6 時より、北海道立道民活動センターにおいて開催されております。委員の総数は20名で、うち公募による委員は 5 名となっており、議題につきましては、会長及び副会長の互選、新制度の運営の状況等、平成20年度広報事業計画、平成20年度後期高齢者医療会計予算その他について協議されたところであります。

委員長

「第 4 期介護保険事業計画の策定について」

(医療保険) 介護保険課長

第 4 期介護保険事業計画の策定について説明いたします。

資料の 1 枚目をごらんください。

1 の趣旨ですが、介護保険事業計画は 3 年を 1 期としており、第 4 期は平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間における小樽市が行う介護保険事業に係る保険給付に関する計画を策定するものです。

本計画は介護保険法の規定により、老人福祉法で定める老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を策定する高齢者保健福祉計画と一体として策定することとなっており、現在一緒に作業を進めております。

2 の計画の位置づけは、現行の第 3 期計画策定に際して設定した平成 26 年度の目標に至る中間段階の位置づけとなります。

3 の国から示された計画策定に関する基本的な指針として、6 点が示されております。

ここで特に重要な要素として、(6) 療養病床の円滑な再編成があります。これは国の方針により、平成 23 年度末までに市内の 690 床の介護療養病床を全廃し、老健などの介護保険施設等へ転換となるものです。この転換計画の内容を第 4 期にどのように反映していくかがポイントとなります。

4 の計画策定における課題ですが、主なものは今申しました療養病床転換等の取扱いも含めて記載しております三つですが、詳細については後ほど別紙で説明いたします。

5 の高齢者保健福祉計画等策定委員会についてであります。市民公募による委員 4 人を含む 20 人で構成し、5 月 16 日、8 月 29 日の 2 回開催しており、現計画の進ちょく状況、第 4 期計画策定に向けての課題、アンケート調査結果、国の基本的な指針などについて資料で説明し、協議がなされており、最終的には平成 21 年 2 月をめぐりに計画案を策定する予定としております。

続きまして、4 の計画策定における課題について説明いたします。

別紙をごらんください。

これは本市の保険給付費や保険料推計に影響を及ぼす要素についてのイメージ図です。中央が保険給付費、保険料を表し、値下げ要素としては左上に記載している療養病床転換があります。先ほど申し上げましたとおり、市内の介護療養病床 690 床が平成 24 年 4 月 1 日までにすべて廃止を含む転換が行われる予定となっており、給付費単価が下がるため、保険料値下げの要素となるものです。

また、介護給付費準備基金の残高については、値下げの財源として使用することが可能となります。

一方、値上げの要素としては、まず右側の一番上に記載している地域密着型サービスですが、現在 36 か所あるグループホームなどはほぼ満床の状態であり、また地域密着型特養についても、市内には待機者が多数いる状況であり、新規設置の必要があるものと考えております。また、低所得者層の軽減措置ですが、これまでと同様、多段階化できることになっておりますので、7 段階からさらに増やしたいと考えており、そうしますと、基準額としては上がることとなります。また、地域支援事業費についてですが、今後さらに介護予防を推進するため、認知症予防教室をはじめとして、栄養教室、口くう機能訓練事業などの拡充をしていく必要があるものと考えております。

一番下に記載している特定施設については、有料老人ホーム、ケアハウスなどであり、認定者数の増加に合わせ新規設置を見込む必要があるものと考えております。

なお、図の中央下に点線で示しておりますが、今後予測される要素として、介護報酬の改定があります。国において引上げの検討もされていると聞いておりますが、現時点ではまだ方向が確定していないため、とりあえず今後予想される大きな要素としてとらえております。

いずれにしても、保険料については、このようにプラスとマイナスの要素があり、提供されるサービス内容

との関係で決まってくるものであり、今後策定委員会の中で十分議論していただくこととしております。

委員長

「真栄保育所の改築工事等について」

「小樽市保育所の在り方検討委員会の設置について」

(福祉)金子主幹

初めに、真栄保育所の改築工事等について報告いたします。

真栄保育所の改築工事につきましては、平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金の内示が、6月27日付けであり、7月28日に社会福祉法人小樽四ツ葉学園で市内7業者により入札を執行し、施工業者は羽角建設株式会社と決定いたしました。事業費は約2億円で工期は8月5日から来年3月10日までとなっており、来年4月1日から新しい保育所で保育を開始する予定であります。

また、市、保護者、四ツ葉学園の三者による懇談会を8月27日に開催し、保護者の方に引継ぎ終了後の6月以降の子供たちの状況を聞きましたが、子供たちに変った様子もなく、特に問題はないとのことでしたので、円滑に運営ができているものと考えております。

次に、小樽市保育所の在り方検討委員会の設置について報告いたします。

本市において、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭へのさまざまな子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所のあり方について総合的な検討を行うとともに、市立保育所の規模や配置のあり方について検討を行うことを目的に、小樽市保育所の在り方検討委員会を設置いたします。委員会は小樽商科大学の教授、民間保育所の施設長2人、認可保育施設の施設長、幼稚園の園長、公募市民など9人の委員で構成されており、第1回の委員会を9月29日午後6時から開催し、その後2か月に1回程度会議を開催して、平成21年度末までに保育所のあり方について取りまとめていきたいと考えております。

委員長

「小樽市さくら学園におけるメラミン混入のおそれのある食品の提供について」

(福祉)子育て支援課長

小樽市さくら学園におけるメラミン混入のおそれのある食品の提供について報告いたします。

このことにつきましては、9月22日の予算特別委員会の質疑で答弁いたしましたけれども、その後のことも含めて報告させていただきます。

小樽市さくら学園は、社会福祉法人後志報恩会を指定管理者とする知的障害児通園施設で、現在3歳から6歳までの児童20名が在籍しております。給食業務については、指定管理者が日清医療食品株式会社に委託しております。

これまでの経過といたしましては、丸大食品株式会社の中国の子会社が製造する食品で、原料にメラミンが混入しているおそれのある菓子が日清医療食品を通じて福祉施設等に提供されていたとの報道が9月22日月曜日の朝までにありましたことから、同日さくら学園に聞き取りをいたしましたところ、該当する商品の一つであります「クリームパンダ」業務用35グラムのものが8月29日におやつとして提供されていたことがわかったものであります。当初は児童16名に提供され、職員1名が試食をしたということでありましたが、聞き取りをした日がさくら学園運動会翌日の代休日であったために、その後、施設側でさらに調べた内容といたしましては、おやつは児童17名に対しまして1人1個ずつのほか、切り分けたものを合わせて18個が提供されたということであります。また、職員は3名で1個を分けて試食したということであります。なお、児童につきましては、1名が手をつけなかったほか、別の1名は自宅に持ち帰り、保護者にあげたということで、実際に食べたのは児童が15名、保護者が1名、職員が3名ということで聞いております。

また、保護者への対応についてですけれども、9月22日の午後にさくら学園施設長がすべての児童の家庭を回り、

不在家庭に対しては書面で状況説明を行っております。

さくら学園が現在までに把握している状況は以上のとおりです。

なお、昨日の報道では、丸大食品による検査で、業務用「クリームパンダ」からメラミンは検出されなかったということでありますけれども、今後も情報の把握に努めながら、児童の給食の安全確保や保護者への対応など指定管理者とともに適切に対応してまいりたいと考えております。

委員長

「市内飲食店営業施設を原因とする食中毒の発生について」

(保健所)生活衛生課長

市内飲食店が提供した食事が原因で食中毒が発生し、営業停止処分を行ったので報告いたします。

平成20年8月29日、市内飲食店で食事をし、下痢、腹痛等の食中毒様症状を呈したと患者本人から連絡がありました。調査の結果、市内飲食店「金太」で8月29日に食事をした68名のうち、1グループ12名中9名が下痢、腹痛、発熱等の食中毒様症状を呈しておりました。有症者の共通食が当該飲食店の食事のみであること、有症者4名の便からカンピロバクター菌が検出されたこと、また症状がカンピロバクターによる食中毒の症状と一致することから、当該飲食店を原因とする食中毒との結論にいたり、「金太」に対し9月8日から9月10日まで営業停止3日間の行政処分を行ったものであります。

委員長

「市立小樽病院結核病床の休床について」

(樽病)総務課長

市立小樽病院結核病床の休床について報告いたします。

市立小樽病院は後志二次医療圏の中で唯一結核病床を設置している病院でございます。今月末に結核病床を担当する呼吸器科の医師2名が当院を退職することから、担当する医師が不在になるため、結核病床を当面の間、休止せざるを得ない状況となりました。

今後、市内や後志管内で入院が必要となる結核患者が発生した場合には、札幌市内で結核病床を持つ三つの病院へ患者の受入れを依頼することとなり、先日、当院から3病院の院長へ当院の現状と患者の受入れについて文書にてお願いをしたところであります。また、当院において、結核患者の受入れを当面休止することを小樽市医師会ほか後志管内4医師会にも通知をしたところであります。

また、後志管内において唯一の結核病床であり、果たす役割は重要であると考えており、結核病床の維持が今後必要であるということから、現在、北海道とも協議を進めておりますが、今後、結核病床の再開に向け、医師確保に努力をしてまいりたいと考えております。

委員長

それでは、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第25号について」

(保健所)生活衛生課長

議案第25号「小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。

このたび本条例案を提出いたしましたのは、公益法人制度の改革による民法の一部改正に伴い、社団法人や財団法人などの公益法人の設立に関して寄附行為に関する条文が削除されたため、本条例第3条第2項の規定から同様に寄附行為を削除するものです。

委員長

「報告第1号について」

( 樽病 ) 医事課長

報告第 1 号「専決処分報告」について説明いたします。

平成19年11月22日午前10時ごろ、市立小樽病院整形外科病棟に入院中の市内在住の80代の女性患者のトイレ介助の際に、当院病棟看護職員が見守りを怠ったため、患者が転倒し、左大たい骨を骨折する事故が発生しました。患者は手術後リハビリを重ね、平成20年3月31日に退院いたしました。この間、相手方と交渉を重ねた結果、7月に入って損害賠償額について双方合意に達し、相手方が高齢であることや事故から半年以上も経過しており、早期の解決が必要と判断して、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、賠償額288万9,500円について平成20年7月14日に専決処分したものです。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
中島委員

高齢者給食サービスについて

最初に、高齢者給食サービスについて質問いたします。

今日は資料を出していただいております、高齢者給食サービス実績推移ということで、平成6年度から19年度までの分について登録者数と延べ配食数が出されております。そして、もう一つは我が党のほうで調査をした道内35市のうち、30市から回答をいただいた各都市における高齢者配食サービスの実態のまとめです。これらを参考にしながら質問をしたいと思いますが、このアンケート結果の配食回数のところを見ていただければわかると思いますが、全体の3分の2の自治体で週6回から7回の配食サービスを行っております。週6回と7回で、それぞれ10ずつの自治体があり、小樽市はこの中の週1回、自治体数2のうちの一つになっております。

配達方法も10番に書いてありますが、22の自治体で調理の委託業者が配達もあわせて行うというのが圧倒的多数の実態です。町会、ボランティアの方の協力でやっているところがありますし、配達だけをタクシー会社でやっているところもありました。

私は一般質問の中でも確認いたしましたけれども、これまでこの事業がなかなか拡大されてこなかった。これは平成6年度から19年度の経過を見て、150から100前後で登録者数が大体変わらない。延べ配食数も増えてはいますが、6,000台前後で推移し、飛躍的な伸びになっていかないという状況を見てもわかりますが、最大の理由が配食をしてくれるボランティアの確保ができない。これは市がこれまでの質問に対して答えている内容です。

今回の一般質問の答弁としては、配食回数を増やすより、地域的な拡大を先に優先したい。そのためにボランティアの確保に努めるということでした。

最初にお聞きしますが、これまではどういう形でボランティアの拡大を図ってきたのでしょうか。

( 医療保険 ) 介護保険課長

これまでのボランティア拡大の取組についての御質問ですけれども、小樽市が実施主体となりました平成14年度以降、毎年利用者それから町内の関係者等によりますふれあい会食会というのを年2回程度実施しております、給食内容についての積極的な御意見をいただくなど、その内容を充実するとともに、ボランティアの制度について、参加者の方を通じて周知してきたということがございます。それから、町内との地域懇談会の中で社会福祉協議会が実施している事業の中に、この給食サービス事業があるということを説明いたしまして、ボランティア参加への呼びかけを毎年行ってきております。それから社会福祉協議会のほうでも、広報的な活動ということでは、例えば本年7月の増刊号になりますけれども、「おたる社協だより」というものを出しまして、その中で、この高齢者給

食サービスの内容、それからボランティア募集の呼びかけにつきまして、ページを割きまして、周知しております。

中島委員

現在、ボランティアの皆さんの平均年齢を調べてみましたら、67.2歳。当人たちが給食サービスを受ける対象年齢の方々が圧倒的に多い。現在は社会福祉協議会がウィリング和光に調理を委託しています。そして、このウィリング和光では調理の委託だけではなくて、ボランティアがいない地域に対して、直接配達もしています。これは今何件配達していますか。

(医療保険)介護保険課長

8月26日にウィリング和光のほうに私も話を聞いてまいりました。その時点では、市内全域で直接配達をしている利用者は5件と聞いております。

中島委員

現在、約180食を扱っていると聞いていますが、蘭島・忍路地域では、夏の一定期間、給食を停止して160食ぐらいいになるというお話でした。この理由については把握していますか。

(医療保険)介護保険課長

夏の一定期間、給食を停止している部分についてですけれども、蘭島・忍路地区では地域的に海水浴シーズンになりますと、そういう部分での忙しさが出てきますために、ボランティアの方もその期間については協力することができないということで、当初からその期間だけはできないということを条件に給食を実施しているという状況です。

中島委員

つまりボランティアの皆さんの都合で、その期間の給食は停止になっているという事態ですね。

さらに、別な話ですが、社会福祉協議会がウィリング和光に委託をしている金曜日には、調理した弁当を市内各地域に届けて、その届け先で、また地域のボランティアの皆さんが集まってそれぞれの利用者のところに届けるというシステムになっているのです。その中身がどうかということなのです。多いところでは、1か所に17個あるいは14個届けるところがありますが、9か所は1人分だけ届けるという地域なのです。それから、2人分だけ届けるところが11か所。こういう現状ですから、個人ボランティアの活動は非常に貴重だと思うのですが、かなり個人的な対応になっているのが今の給食サービスの実態なのです。22の自治体では調理と配達も兼ねて行うという業者に委託しています。また、実際に、祝津、真栄ではこの2年来、市内の民間業者が弁当配達業者として参入しています。ウィリング和光と合わせて3業者が市内を3分割して配達も含めて取り組むということは、ほかの市でも行っているわけですし、可能ではないですか。

(医療保険)介護保険課長

まず、私どもがやっております給食サービス事業の趣旨としましては、配食を含めた地域の見守り、高齢者の見守りということがございます。そのネットワークづくりとして、従来既に平成5年度から続いている給食サービス事業をネットワークにも充てる形でやっているという事情がございます。高齢者の見守りということになりますと、やはりそれは同じ地域、町内にいるボランティアの方が弁当を届けて、そのときに例えば高齢者の方のお話を時間を気にしないで聞いてくる。そのようなことで高齢者の方の様子が大分と違っているかどうかについても、そこで感じ取れる、そのような見守り体制というものが高齢者の方にとっては、単に弁当をいただくだけではなくて、安心してその地域で暮らしていくというための体制づくりにつながる必要なことだと思っております。ですから、ボランティアに協力をいただいている今の事業を市内全域へ拡大することに、まず私たちは全力で取り組んでいくというふうに考えております。もちろん利用者が増加して、ボランティアの確保が追いついていかないというふうな状況が出てきたときには、当然民間事業者の活用等についても、検討していかなければならないというふうに考えております。



中島委員

この資料にはボランティアの数は入れませんでしたけれども、平成14年度から19年度のボランティアの登録数というのが出ています。14年度は96人でした。その後15年度に60人に減りまして、19年度で89人です。ですから、14年度から19年度に至って、増減はあっても大体90人前後で変わっていないのです。これが現状です。このボランティアの数を飛躍的に増やすことができるかどうかについて、私は否定はしません。ボランティアでやっていただくことはいいと思うのですけれども、それができなくて、現状のようになっているのではないかということについて考える時期ではないかと思います。次にもう一つお話ししたいのは、今後の具体的な計画の問題なのですけれども、平成12年度、15年度の高齢者給食サービスの実施状況を見ますと、登録者数と延べ配食数が出ておりますけれども、高齢者福祉計画の中で、この配食サービスが取り扱われて、計画も立てられて総括されているのです。16年度と19年度のそれぞれの目標というものが出ています。登録数と延べ配食数の目標は幾らだったかお答えください。

(医療保険)介護保険課長

平成16年度の目標値は登録者数350人、延べ利用者数5万4,000人、平成19年度は登録者数350人、延べ利用者数2万7,000人を目標値としてございました。

中島委員

今の答弁を聞いてわかるとおり、高齢者福祉計画の平成16年度の目標値が、登録者数350人、延べ利用者数5万4,000人で、3年後には延べ配食数を減らしていますけれども、こういう目標があったのです。これは小樽市が立てた計画です。しかし、大きくかい離して、現状に至っているのです。なぜ、そうだったかを分析して計画を立て直す時期ではないですか。

そういう点で、今がこれから3年間の介護保険事業計画を立てている時期です。先ほど、第4期計画の説明を受けましたけれども、この3年間で全道他都市並みに拡充する、そういう計画をぜひ立ててほしいと思うのですが、ボランティアの対策でこれまで以上に拡大するための具体的な計画がどのようにあるのか。そして、介護保険事業計画の3年間にこれをどう盛り込むのか、この点についてお聞かせください。

(医療保険)介護保険課長

ボランティア拡大の計画ということでの答弁になるかどうかわからないのですが、ボランティアを今後どのように拡大していくかということでは、当然やはり委員が御指摘のように、これまであまりボランティア数が目覚ましく増加してこなかったという点につきましては、私たちのほうでの広報なりの周知活動の仕方というものも、やはり一定程度足りなかったのではないかというふうには思っておりますので、今後PR、それからボランティア募集の呼びかけにつきましては、広報活動はもちろんですけれども、例えば市長と町会長との懇談会とか、総連合町会の総会とか、老人クラブ連合会とか、そういうふうな機会を活用いたしまして、積極的に出向き、今までしていなかった行動も起こしてまいりたいというふうには考えております。これがまずボランティア拡大についての考えでございます。

それから、今後の具体的な介護保険事業計画における給食サービスの部分ですけれども、現在ほかのサービスを含めまして、第4期計画におけるサービスの見込み量を推計して作業を進めているところであります。現状をベースにいたしまして、私が先ほど答弁をしましたように、現在、ボランティアの確保、拡大ということを進めていこうと考えておりますので、それをベースにした伸びを見込み人数の中には盛り込んでいきたいというふうには考えております。

中島委員

この項目については、終わりますけれども、ボランティアの見込みから計画を立てるのではなくて、高齢者の給食サービスを充実させ、どれぐらいの方々に提供していくのかという、そちらのためにどうするかというふうにしなかったら、ボランティアがいなかったらできませんということになるのではないですか。そういう現状をどう解

決するかということで、今議論をしているつもりなのです。

医療保険部次長

この事業につきましては、従前は福祉事業として国や北海道から補助金をもらって実施しており、平成18年度からは介護保険の予防事業として実施してきたのですが、要するに措置といいますか、介護をするという視点よりも、介護を予防するという視点で、今取り組んでおります。それで、単に給食サービスを拡大するというのではなくて、自分でできることは極力していただいて、できるだけ地域で自立して生活をしていただくのだというところに今私どもの目的を置いております。実際ケアマネジャーを利用して、自分で負担して業者の給食サービスをとっている方がいるので話を聞いてみますと、玄関で「何々さん弁当ここに置いておくよ」ということで奥から「はい」という声があって、それが見守りというふうにとらえているという話もあります。今、私どものやっている町会のボランティア等ですと、訪れるときに10分なり15分なり、世間話をするだとかという部分がありますので、その部分では今の制度のほうがちょっと私どもとしては目的にかなっているかというふうに思っています。ただ、実際に業者に見守りの部分がどれだけ可能なのか、それから現行の弁当の内容との均衡ですとか、金額は民間が若干高いのですが、その辺の折り合い等がどこまでつけられるのか、その辺も具体的に今後調べまして、今、第4期計画策定に当たりまして、目標の数又はどこまで取り入れられるのか。先ほどの蘭島や忍路地区で夏の間、配食がストップしているという部分がありますので、この辺だけでもまずは業者の導入ができないかということを含めて、もう少し研究もして、できるだけ反映させていきたいというふうに思っています。ただ、週に6回、7回というふうには、今のところやはり地区拡大ということを目標にしておりますので、当面そちらのほうを中心に努力をしていきたいというふうに考えております。

中島委員

その蘭島・忍路地区もそうですけれども、介護保険のパンフレットでは地域支援事業の中の給食サービスには、「町内会の協力を得て実施しておりますので、該当しない地域もあります」と、こういうふうに書いてあるサービスなのです。これをやはりぜひ改善して、小樽市のどの地域でも利用できるというふうにしていただきたいと思えますし、内容の改善のためにぜひ努力をしていただきたいと思えます。

第4期計画の療養病床の内容について

あと、第4期計画のことですけれども、療養病床が大きな問題になると思いますが、現在の段階で療養病床の動向、廃止が決まったところが幾つぐらいあって、今後廃止をしようというところが幾つになっているのか。今のこの第4期計画に盛り込む療養病床の数をどう見込むのかというあたりでは、どういう判断をされていますか。

(医療保険)介護保険課長

第4期計画に盛り込むため、療養病床転換についての内容の把握でありますけれども、先ほど報告をさせていただきました療養病床の再編成というところでは、平成19年4月1日時点で小樽市の介護療養病床は690床ございましたが既に動きがありまして、8月1日時点では647床となっております。この647床が平成24年4月1日をもって廃止を含めて転換されて全部なくなるという予定になっております。

私どものほうでも、今回の第4期計画を策定するに当たり、改めて意向調査を行っております。その結果は、転換ではなく廃止を予定しているという病床が14床ございました。そのほかに、まだ現時点ではどの施設に転換するとかについては未定だというところが120床程度ございました。残りにつきましては、医療保険の分野それから介護保険の分野を含めまして、何らかの転換の計画を持っているということで集計をさせていただきます。未定が120床程度ございますので、ここら辺のところにつきましては、国のほうの取扱いを見ながら、動向を考えているところではないかというふうに思っております。

中島委員

そういうことになりますと、介護保険料の決定にどんな影響が出てくるのかということなのですが、120

床がまだはっきりしないとしても、全廃を前提とした計画ということにして、その分は介護保険料の減につながるというふうに考えていいのでしょうか。

医療保険部次長

国のほうでは平成23年度までに3年間で一応ゼロにするということですので、これは私どものほうも心配はしていますし、実際に医師会の関係者からもまだ様子見だという話も具体的に聞いております。ただ、国のほうで3年間で一応廃止としているものを私どものほうで勝手にそれ以降に持っていくこともちょっとできませんので、この部分については、今、アンケートをとりました各医療機関の意向をそのまま反映する形にしまして、先ほどありましたけれども、まだ未定というところが120床ほどありますので、その部分につきましては、保険料においてはこの意向調査の結果どおりに一応計算しますけれども、もしも23年度までに実施しなかった場合には、保険料の上がる要素といえますが、いわゆる赤字要素になりますので、それについては例えば基金等で予備としてみるとか、その辺については今後また詰めていきたいということでございます。

中島委員

高齢者保健福祉計画等策定委員会の中で議論されている最中だと思いますが、小樽市の介護保険料は御承知のとおり、道内の市の中で一番高い保険料で、この間1期、2期、3期と改定になっていきますけれども、毎回全国平均より高い保険料になっております。市民感覚としては、そんなに上げられたら困るというのが実感だと思います。需要が高くなったらはね返るのは当然だという論理ではなくて、払える適正な保険料設定という点で、公費負担の見直しも含めて、積極的な提案をしていただきたいと思っています。

福祉灯油とふれあい見舞金について

次に、福祉灯油の問題について質問をします。

福祉灯油とふれあい見舞金の問題ですけれども、昨年度、福祉灯油が第4回定例会の閉会ぎりぎりまで決定されまして、今年度は既に第3回定例会で市長も昨年に比べて灯油代の値上げも著明であることから、やりますとおっしゃっていますし、今定例会にも市民団体からの陳情3件が当委員会にも付託されています。市内では、消費者協会が福祉灯油制度の充実や備蓄原油の放出を求めて8月に署名活動をやっています、7万人以上の道民の署名が北海道に提出されているのです。9月の小樽市内の灯油の平均価格というのは、昨年同時期と比べてどのぐらいの値上げになっているのでしょうか。何倍ぐらいになっているのか。20リットル缶を1缶買うとしたら、今幾らになるのですか。

(福祉)地域福祉課長

福祉灯油の御質問でありますので、私から答弁をさせていただきます。

生活安全課の生活必需品価格調査によりますと、昨年9月初旬の灯油価格は平均79.6円、今年の同時期で125.5円になりますので、約1.5倍になります。あと20リットル缶1缶では、2,510円になります。

中島委員

1万円で4缶しか変えないというのが、今年の今の段階での灯油の値段です。大変だと思いますが、今回ふれあい見舞金の対象世帯を減らすというお話が出ておりました。改めて見ますと、今年度の当初予算には、ふれあい見舞金は計上されておられません。昨年度は福祉灯油とふれあい見舞金はどういう関係で出されていたのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

先ほどの陳情趣旨説明にもありましたけれども、ふれあい見舞金というのは昭和63年から平成元年あたりからずっと続けてきて、昨年度は年度当初には予算がついておりまして、福祉灯油については昨年の秋から冬にかけての石油価格の高騰ということを受けて、小樽市でも実施したところであります。今年度の当初予算編成の段階において、我々も議論をしましたけれども、確かに名前はふれあい見舞金なのですが、以前の話では従来のふれあい見舞金は、福祉灯油の助成という意味合いもありまして、価格設定の大部分は灯油価格の中身である。結局ふれあい

見舞金も福祉灯油もほぼ同じような事業だということもあります。もう一つには、こういう財政状況の中で、実施することを判断する前提として、国なり北海道の財政支援、そういったものも含めて判断する必要があるだろうということで、当初予算ではなく、補正予算で対応しようということで考えたところでございます。

中島委員

昨年度はふれあい見舞金のほかに福祉灯油のお金が出たということですよ。そうしたら今年度は、ふれあい見舞金をやらないで、福祉灯油だけをやるということですか。

(福祉)地域福祉課長

市長が本会議でも答弁をしておりますけれども、まだ一本化するというふうには決めたわけではありませんので、ふれあい見舞金と福祉灯油は、12月に向けて実施の方向で検討するという答弁をしておりますので、一本化というわけではないのですけれども、我々からすれば、ほぼ同じような対象者に同じようなお金を支給するものですから、そういう一つの方向性というのは、事務的に言えば、当然かというふうには考えておりますし、あともう一つ共同募金会の御協力もあります。募金もだんだん減っている状況にあることから、そこら辺も打合せしながら、12月に向けて調整していきたいというふうには考えております。

中島委員

ということは、第4回定例会にふれあい見舞金を廃止して福祉灯油1本でいくということを提案する予定があったということですね。

(福祉)地域福祉課長

共同募金会の趣旨からいえば、福祉灯油というよりは、ふれあい見舞金という事業名にしたほうが合うのかというふうには私は考えておりますけれども、ただどういう事業名になるかもまだわかりませんが、事務方とすれば一本化して出したい。いろいろな情勢を判断した中で、一つの事業として出していきたいというふうには考えているということです。

中島委員

ふれあい見舞金は障害者の方には4,000円、それ以外の方には3,000円。昨年度はこのほかに福祉灯油が5,000円支給されたということですよ。ふれあい見舞金をなくし、福祉灯油の金額も昨年度どおりいけばこれはもう福祉の大幅な後退になるのではないですか。こういうことを議会に提案もせず、議論もしない中で、よく聞いていなければわからないという状況の中で、滑り込ませるということになってしまうのではないですか。

福祉部長

今、中島委員がおっしゃったように、平成19年度はふれあい見舞金が3,000円と4,000円、それから福祉灯油が5,000円ということで、緊急に出ささせていただいたところであり。先ほどの御質問にありましたように、当初予算で組まなかったというのは、例えば極端な話ですけれども、20年度で福祉灯油をやる必要がないという判断がもし当初予算編成時に決めてしまえば、当然ふれあい見舞金は当初予算で計上したのですけれども、ふれあい見舞金というのは冬期の生活費の一部を支援するという部分に対し、福祉灯油は100パーセント灯油価格高騰に対する支援ということで、同じではないのですけれども、絡むものですから、当初予算では組めないだろう。そして、道内の状況も当然考えなければならないだろう。そして、補助制度もこのままでは済まないだろうといえますか、そういった動きもあるだろうという読みの中で、当初予算から組まなかったというのが正直な話です。

それで、仮の話ですけれども、今おっしゃいました昨年度が5,000円で今年度ももし5,000円だったら、ふれあい見舞金をカットしたことになる。そのとおりなわけですけれども、そういうことは現段階で決めてはしませんし、市長が答弁したように、ふれあい見舞金で今まで出していた金額、そういったものも意識して、そして今回の灯油価格の動き、これを意識してトータルで考えようという方針ですので、それが今までどおり二本立てでいくのか、それともこの際一本化して支給額を増やしていくかという、大きくいえば選択肢が二つあると思いますけれども、

どちらともまだ決まっていませんので、できれば今までどおり同じような時期に支給したいものですから、12月には決めたいと、そういうことまで答弁できる内容になっております。

中島委員

そうしましたら、今、原油価格高騰の影響で大幅に灯油が値上げされ、そのために国も北海道も出たくないお金も出すと言わざるを得ない状況にあります。しかし、こういう状況で一定期間が経過し、皆さんがこの高値での生活も大体なれたでしょうということで、福祉灯油などという制度をやらないということになったときには、ふれあい見舞金の制度もない、福祉灯油の制度もない。この低所得者の方々の冬の支援金制度そのものがなくなることになるのではないですか。

福祉部長

そういうレベルではそういう話になりますけれども、私としては少なくともふれあい見舞金なり福祉灯油という、事業名がどうなるかはわからない、あるいは二本立てで今までどおりやらせていただくという判断はまだできませんけれども、福祉部としては、少なくとも福祉灯油なりふれあい見舞金というのは最低限残す、残さなければならぬ事業だと思えます。どれだけ拡大できるのかという部分もありますけれども、それについては対象世帯なり額なりというのは、これからだということで答弁をしていますので、それ以上のことは今の段階では言えなくて、できる限り対象者がより多く、あるいは金額的にも多くという気持ちはありますけれども、どういうふうになるかということについてはまだ申し上げられないということです。

中島委員

今の福祉部長の答弁をそのまま受け止めてぜひ継続されることを期待しますが、とにかく今生活が大変な状況の中で、どうしてこういう話が出てくるのかということが本当に疑問に感じます。4月からの物価高の影響は、この間、新日本婦人の会が北海道全体で実施した生活実態調査でも、1年前に比べて生活が苦しくなったという人が83パーセントです。収入の増減では増えたという人は5パーセント、減ったが65パーセント。こういうときに障害者や母子家庭の皆さんに支給してきた本当にささやかなこのふれあい見舞金を廃止するという、福祉灯油の中に滑り込ませて、こういう制度は一本化するという形で総額もあいまいなままに認めるということにはなりません。そういう点では、改めて議論をしなければならないと思いますが、条例ではない、要綱だということで、議会への提案もなく、福祉制度が変更になるということはあってはならないと思うのです。

平成15年7月の予算特別委員会でも同じ問題がありました。古沢議員が質問して、当初予算になかったふれあい見舞金をどうするのだという議論もなしに廃止していいのかという議論になっているのです。前からこのふれあい見舞金をどこかで帳消しにしたいと、そういう意向が引き継がれているのでしょうか。私はそういう点では今回このふれあい見舞金と福祉灯油について質問しましたが、もともと実施されていた福祉灯油がなくなった時点で、低所得者対策として残ったこのふれあい見舞金を、ぜひ冬の生活の支援策として続けるということで確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、正直に言いましてといたしますが、北海道の補助制度もはっきり出てきました。そして、国の交付税措置も同じようにされるという条件が整っております。最近、新聞報道でたまに出るのですが、ある町村では昨年度が5,000円だったけれども、そういった道の補助も見て倍にただとかというようなお話も出ていますので、当然、福祉サービスというか、いろいろなことをやらせていただく中で、まねをするわけではないのですが、北海道の状況、全体の状況を見ながらということもございまして、そういったいろいろな要因を見まして、こういった名目になるかも先ほど言いました理由でわかりませんが、一本立てになるのか、二本立てになるのかということも明言はできませんけれども、可能な限りやっていきたいという考え方は持っております。

中島委員

保育所の在り方検討委員会について

次に、子育て支援課に質問します。

小樽市保育所の在り方検討委員会の第 1 回目が近々開かれるということですが、構成メンバーは 9 人ということですが、市民からの公募は何人入っているのでしょうか。

(福祉) 金子主幹

市民公募委員ですけれども、一応 2 人募集いたしましたけれども、1 人しか応募がなく 1 人となっております。

中島委員

先ほど構成メンバーの職種についていろいろ説明がありましたけれども、それ以外のところからの参加者もいらっしゃいますか。

(福祉) 金子主幹

先ほど報告いたしましたメンバー以外としましては、民生児童委員、小樽商工会議所、小樽青年会議所から各 1 人となっております。

中島委員

保育所のあり方の討議に、なぜ商工会議所と青年会議所の方が委員として入るのですか。

(福祉) 金子主幹

委員を商工会議所と青年会議所にお願いした理由ですけれども、まず商工会議所につきましては、経営サイドの立場といたしますか、事業者側の立場から保育所なり、子育て支援について御意見をいただきたいということをお願いしておりますし、また青年会議所につきましては、同じく事業者側あるいは労働者側、それと年齢的にも保育所を利用している、又は保育所を利用していた保護者の立場という、いろいろな角度から保育所のあり方について御意見をいただきたいということをお願いをしております。

中島委員

小樽市次世代育成支援行動計画市民協議会は 17 人のメンバーで構成されていますけれども、ここには社会福祉、教育、保育、子育て関係者と小樽商科大学の専門家の先生が入られていまして、商工会議所とかの方は入っていません。これは非常に納得できる構成メンバーだったのですが、今回の在り方検討委員会に事業者側を入れるという目的とか意味はどういうことなのでしょう。

(福祉) 金子主幹

今回、商工会議所にお願いした理由ですけれども、当然、事業所ですから従業員の方がおりまして、従業員の方も保育所を利用している、又は子育てをしながら働いている方がいらっしゃると思いますので、あくまでもやはり事業所側から働きながら子育てをしやすい環境ですとか、あと保育所について、保育所のあり方について御意見をいただきたいということをお願いをしております。

中島委員

そうはいつでも、これは政府の財政審議会なんかと同じように、財政的效果と経営効率の観点から保育所の数、公立、民間の割合を決めていく布石だと私は思いますから、なかなか賛成しがたい人選ではなかったかと思います。

市内には、特に認可保育所以外に保育されている子供たちはまだほかにいると思うのです。そういった認可保育所以外の保育実態について、何か所で何人ぐらいの子供たちが対象になっているかわかりますか。

(福祉) 子育て支援課長

今、市内の認可保育所以外のごとで尋ねがあったのですが、市内には共同保育所ポッポの家のような認可外保育施設というのが 7 か所ございます。4 月 1 日現在の入所利用数は、145 名、それから事業所内の保育施設として井原水産の保育施設など 2 か所で 35 名、それから院内保育施設といたしまして、石橋病院保育園のような施設

が 8 か所ありまして 115 人おります。合計しますと、17 か所で 295 人の子供がいるということになります。

中島委員

本来なら保育所で保育を受ける子供たちの環境とかを考えるのであれば、認可保育所以外の施設で約 300 人の子供たちが実際保育を受けている状況ですから、このようなところも対象に考えるのが本当ではないかと思いますが、今回は公立と民間のあり方ということが中心になりそうなので、今後の課題だと思います。

さくら学園におけるメラミン混入のおそれのある食品の提供について

次に、「クリームパンダ」の問題ですが、メラミンは入っていなかったといいますが、先ほどの報告を聞いて思ったのですけれども、おやつとして提供されたといいますが、購入数は幾つだったのですか。

(福祉) 子育て支援課長

購入数は 20 個と聞いております。

中島委員

先ほどの報告でいきますと、数がまだ足りませんよね。食べた子供たちとそれから職員が 3 分の 1 ずつ食べたのを合わせても、あと 2 個から 3 個、行方不明があるのですが、これは一体どういうふうになったのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

食材は 20 個用意されておりまして、当日の子供の数は、先ほど説明をしましたが、最終的に食べなかった子供が 1 人いまして、それから実際に全く出されていないのがありましたので、合計 2 個残ったことになります。もちろんこれはそれぞれ施設において処分されているということでございます。

中島委員

だれか食べた人がいるのではないかという心配があるのですが、そこまではちょっと追及しきれませんが、どうでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

実際に私もさくら学園に行って聞き取りをしまして、その施設長も職員を交えて、あるいは委託先の調理師を含めて話をしました結果、子供が食べなかった 1 個というのは、確実にその日に処分されておりますし、それからそのほかの一つは、ああいった施設ですから、2 週間保存期間がございますので、その日の給食とともに 2 週間保存された後、廃棄されたというふうに確認しております。

中島委員

今回の予算特別委員会で、この食品が日清医療食品株式会社のほうからセールスに来た。そして、北京オリンピックを記念した「クリームパンダ」をぜひ買わないかという交渉があったときに、市立小樽病院のほうは栄養士が毒入りギョーザ事件もあったことだし、中国品はどうかという意見もあって、判断の一助にしたというふうに聞きました。

さくら学園ではこういう製品の購入とか調達については、だれが判断するのですか。栄養士はいるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

さくら学園の件ですけれども、給食につきましては、さくら学園の指定管理者である後志報恩会が給食を委託しております日清医療食品のほうに栄養士がいます。そして、そちらのほうで献立予定表をつくりまして、さくら学園に示し、学園のほうで給食会議というのを開いて、それを経て献立が確定していくという仕組みになっております。

今回の食品についても、給食を受託している会社のほうで、使用の前に残留農薬の有無については安全を確認していましたが、化学物質であるメラミンについては混入することが想定できませんで、御承知のとおり、食品衛生法上も検査項目になっていなかったということで、確認ができておらずに流通になった。その商品については「クリームパンダ」ということで、今おっしゃったように児童福祉施設、子供に対しては大変喜ばれるのではな

いかというお話もあって提供されたというふうに聞いております。

中島委員

市立小樽病院のほうで同じように委託された業者ではありますけれども、判断をされたということとあわせて考えますと、やはり知的障害者の子供たちは、なかなか自分の状況を訴えるのは難しい子供たちですし、さらなる注意を含めた安全対策が必要だと思うのです。少なくとも、世間を騒がしている中国産の製品については検討するか、やはり判断する栄養士に対する一層の指導が必要だと思うのですが、今後そういうことの対策は立てられるのでしょうか。今後の対策については、具体的にどういう対策になるのですか。

(福祉)子育て支援課長

今おっしゃったように、現在は、特定の産地の食材による問題を抱えることが実際に多いわけですし、そうした報道を見るにつけ、やはり不安を覚えることが多いわけですが、しかし一方で国産ということだけで必ずしも安全だとは言いきれない実態もあるというふうに思っています。まして、食品の原材料の一部に入っていた上に、検査対象外の不適切な成分が混入しているといったような場合ですとか、産地を偽装するといったことがあれば、対応はますます難しくなるのだらうというふうに思います。しかし、そうした中でも、子供たちにはできるだけ安全な食べ物を提供したい、給食を提供したいというふうに考えておりますし、限られた条件の中ですけれども、そうした方向に維持をできるように指定管理者とともに委託業者にもこれから話をしていきたいというふうに考えております。

中島委員

産業廃棄物最終処分場における処分手数料の着服について

次に、産業廃棄物最終処分場における処分手数料の問題を聞かなければならないと思っていたので、二、三件ちょっとお願いしたいと思うのですが、今回74件の被害金額でしたけれども、通年何件くらい扱うのですか。

(生活環境)管理課長

当処分場につきましては、いろいろ建設事業等の絡みもございますので、その年によって件数は違いますけれども、平成19年度につきましては、約2万5,000件が取り扱われております。

中島委員

この報告では大体1年間ですよね。本年3月の年度末決算をまたいで、約1年にわたってこの不正な実費金額を着服しているということがあったといえますけれども、年度末決算作業の際の帳簿の点検などでは、全然わからなかったということなののでしょうか。委託している小樽市の点検、それから会社の中のまとめ、こちら辺はどういうふうに点検されたのですか。

(生活環境)管理課長

私どもは委託業務の中でのいろいろな報告につきましては、毎月報告をいただいておりますけれども、今回の件は、伝票を発行した後に現金を収納して、その後に伝票を無効にするとともに、電算の集計システムのデータも削除するという手口で行われておりました。この辺の検査につきましては、実は伝票の印刷そのものは市のほうで発注しております。その市のほうで発注した伝票の中に、連番というのをあらかじめ市のほうで打っております。ですから、その連番と日々発注している伝票との突き合わせをするように業務として指示をしておりました。そういった中で、その部分については通常業務の一環として適正に行われているというふうに私どもも判断をしておりましたので、今回のこの部分については適正に処理されているという前提の下で決算等は行われております。

中島委員

それでは今回のようなケースの場合は、どういうふうにしたら不正を防げたのですか。

(生活環境)管理課長

今答弁をしましたとおり、今回のケースにつきましては、本来であれば伝票が実際に発行された枚数と実際のデ



ータとして残っている件数、そのほかにここの処分場の場合は、伝票を発行した後に無効となる伝票というのがございます。これは例えばその伝票の中に金額が表示されていますけれども、その額がたまたま搬入業者の手持ちの現金が不足していたとか、そういった場合に無効となる伝票がございます。この場合、無効となった伝票につきましては、必ず理由を付して、別途保管をしていただいております。その辺のチェックを会社の中で、委託業者のほうで日々チェックをしていただくようになっていたのですけれども、当該職員である業務総括責任者が最終的にその業務を行っていたということで、まずはその辺の委託業務としてのチェック体制の強化についてはまず会社に強く指示をしております。また、私どもも確かに委託業務の一環として行わせている部分ですので、この部分での報告という部分については、日々しておりませんでした。今後につきましては、この部分の発行伝票の管理につきまして、報告を求めていきたいと思っております。

中島委員

現金を扱うときに複数でチェックするというのは原則ではないですか。そういうことがされているかどうかという基本的な問題があります。それと、やはり点検とかチェックというのは、書類をもらってざっと見て問題なしというのではなくて、農林水産省と三笠フーズの関係ではないですけれども、これから行きますと言って行くのではなくて、臨時で適宜チェックに入るというのは原則ではないですか。そのこと以外にこういう問題を解決する方法はないと思います。緊張感もないし、そういう点検がされるという前提もないから、1年間ずっと続くのです。いつ点検が入るかわからないということになれば、そんなことはしてられないのではないですか。これはこの帳簿の問題を解決するわけではなくて、市が委託あるいは指定管理者にしているところの現金を扱っている部門で、全部点検をする必要のある中身です。そういう全庁的な課題として、この問題が確認されているのかどうかという点では、部長どうですか。

生活環境部長

全庁的にということになりますと、これはこれからまた私どもの事件を受けて、この事件の調査結果を集約して、各部にこの経過についても知らせることになると思いますが、そういった中でもこの手口、そしてそのチェック体制の不備、こういったことを一つの教訓として各部で行われている委託業務の中でも、こういうことが再発しないような防止策について勉強をしていただきたいということで伝える考えであります。

中島委員

最後になりますけれども、今日、厚生常任委員会に、今回の問題について報告があるということは事前に聞いておりました。しかし、今日の新聞報道で、「職員が200万円着服 市に納める手数料」と堂々と記事が載っているのです。これを見てびっくりしました。私たちが聞いていた以上の情報がきめ細かく報道されていますし、市生活環境部は「市のチェックが甘かったのは否めない。今後、再発防止に努めたい」。これはだれが言ったのですか。こういうことも含めて、議会に報告なしに、こういう記事が出るというのは、私たち議員にしてみたら大変びっくりする中身ですよ。いつだれがこんな報告を、少なくとも市の幹部しか言いようがないことを書いてあるわけです。もっと早い時期に議員と議会に説明をする機会はなかったのですか。項目は聞いていました。しかし、今日そういう説明があるということで、審議を経てからの報道になると思うのが普通だと私たちは思うのです。こんなことが恒常的に、マスコミの取材能力のせいだなんていつも言いますが、そんなことを言って議会に知らされないまま報道されるという前後の問題は非常に問題だと思うのですけれども、どうですか。

生活環境部長

本日の新聞記事の報道ですが、この内容については、私どもから伝えたというか、取材に応じて答えたということとはございません。ただし、最後の生活環境部としてのコメントにつきましては、取材を受けて私のほうから記者に対して答えたものでございます。恐らく私どものほうから積極的にマスコミ、報道機関等にこの本件について、厚生常任委員会が開催される前に知らせるなんていうことは考えられないこととございますし、行ってもおま

るので、それは信じていただきたいと思いますが、会社のほうからこういう事件の内容が取材を通して話されたのではないかというふうに私としては推測しております。

中島委員

大変残念だと思いますし、議会としては事前にこういう中身をきちんと報告していただいて審議した上での報道になることを願っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
井川委員

福祉灯油について

最初に、福祉灯油についてお尋ねいたします。

先ほど中島委員からきめ細やかにいろいろと質問されましたけれども、私のほうからちょっと違う少しは明るいかなという感じで質問をします。

まず、9月9日に開催された北海道議会第3回定例会で総額で約43億円の補正予算案が提案されて、その約4割に当たる17億5,000万円が原油等高騰対策に充てられると聞いておりますが、この17億5,000万円のうち福祉灯油の部分として、小樽市としてはどのくらい見込んでいるのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

北海道のほうの補助の内容ですけれども、昨年度の上限100万円というものが撤廃されたわけですので、そうすると支給額の2分の1が補助金として支給されるとすれば、当然各市町村の昨年度の実績等がわかっておりますので、そこから計算をしていると思いますけれども、小樽市の昨年度の福祉灯油が1,900万円程度ですので、1,900万円の半額で950万円程度を見込んだのではないかと推測しております。

井川委員

それで、先ほど中島委員が灯油価格を聞いたら、昨年この時期は1リットル当たり79円60銭、今年は同時期で125円50銭ということで約1.5倍になっています。今市民の方は、年金も上がらない、給料も上がらないということで、非常に燃料でお困りのようです。昨年度の小樽市における福祉灯油の支給額は、対象となる1世帯当たり5,000円でした。それで、ちょっと支給内容を見ましたら、小さな町村というのですか、郡部でも1万円を支給している。非常に小樽市は最低に近い支給額だったかと思うのです。それで、私も市民の側に立って今回も5,000円であれば、当然20リットル缶を2缶も買うことができないという状態なのです。ですから、灯油価格が昨年の1.5倍になっているというのであればやはり他都市並みに最低1万円ぐらいい支給をしてあげないと、かわいそうという部分で考えているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

福祉灯油としては小樽市は5,000円でしたけれども、先ほどもお話に出ましたふれあい見舞金と合わせると8,000円なり9,000円、とすれば共同募金の分も含めてなのですけれども、支給されているという実態にあります。

委員がおっしゃるとおり、道内の実績を見ると、昨年度は割と町村の支給金額のほうが高く、道内の市の平均で言えば5,000円程度というのが多かったと思いますので、そういう意味からすれば、小樽市とすれば、ふれあい見舞金を含めると頑張ったほうではないのかと、個人的には思っております。

それで、今年度については、まだこれから検討するという段階ですので、確定したことは何も答弁できませんけれども、昨年の11月、12月あたりの90円台になっていた時点で、福祉灯油の実施を決めておまして、それに比べて今の125円というのは高い金額になっております。そういった灯油の価格の状況、あと北海道の補助金というのが昨年度の100万円から、上限が外れ、昨年度の実績で言えば950万円という好材料もありますので、前向きに検討

したいと思っています。

井川委員

ぜひふれあい見舞金とは別に、やはり福祉灯油は灯油を買うお金として、ぜひいい方向に持っていくようにひとつお願いいたします。

小樽市における結核患者について

次に保健所に質問いたします。

現在、結核患者は、どのぐらいいらっしゃいますか。

(保健所) 秋野主幹

現在の結核の登録患者数は56名となっております。

井川委員

そのうち入院を必要とする患者は何名でしょうか。

(保健所) 秋野主幹

そのうち、排菌といひまして、結核菌の塗抹検査で陽性の方が1名でございます。

井川委員

最近、札幌の高校生が集団で十何名か感染したということが新聞に出ていました。それで、小樽も札幌から通学している子供の数が非常に多いのです。それで、小樽の高校生もならないとは限らないですけれども、そういう対策についてどのようにお考えでしょうか。

(保健所) 秋野主幹

若年層への結核対策でございますけれども、小学校、中学校に対しましては、結核予防法の見直しによりまして、平成15年度からは小学校1年生、中学校1年生のツベルクリン検査とレントゲン検査は廃止となっております。

この理由といたしましては、肺結核患者が激減してきているということと、それからレントゲン写真はやはり微量でございますけれども、エックス線の被爆という問題がございますので、そこを勘案いたしまして、小学校1年生、中学校1年生はツベルクリン・レントゲン検査を廃止いたしまして、ハイリスク者のスクリーニング、問診を中心として実施しております。その結果におきまして、必要な方に対してはツベルクリン検査等を行っております。

それから、高校生と大学生におきましては、入学時にレントゲン検査を実施しております。

井川委員

高校生も大学生も入学時にレントゲン検査を行うということで安心しました。

それで、今度市立小樽病院になると思うのですけれども、後志管内に結核療養病床がなくなるということで、市民の皆さんもですけれども、小樽になくてもよいのかということで医師会の方も非常に心配をなさっているわけです。今お聞きしたら、先ほど小樽病院総務課長の説明では、医師がいなくて休床だということで、市民の方は休床イコール廃止と思っている方が非常に多いのです。もう休床したら絶対廃止だという話をするのですけれども、私は医師がいれば、ぜひまた再開するのではないだろうかという話もしているのですけれども、その辺についてはどういう考えを持っていますか。

(樽病) 医事課長

これにつきましては、先ほどの報告にもございましたように、医師が今回退職するため、当面の間休止をすることで、北海道のほうにも言っておりますので、当然医師が確保されましたら再開になる予定でございます。

井川委員

ぜひ早く再開できるようにお願いしたいと思います。

小樽両病院の薬局について

次に、病院の薬事のことでもちょっとお尋ねいたします。

今、院外処方というのですか、院外薬局が非常に多いのです。現在、市立の両病院が院内処方になっております。それで、院内処方について、私も初めて薬をもらってみてわかったのですけれども、まず値段が安いのです。市立病院で薬をいただいて、ほかの病院で同じ薬をいただいたら、かなり金額が違うのです。それで金額の違いという点で、どのくらい市立病院のほうが安いのか、お知らせください。

(二病) 事務局次長

院外薬局と院内薬局の場合の患者の自己負担の差ということなのですが、例えば薬をつくるときに調剤料というのがあります。小樽病院も第二病院も院内の場合ですと、例えば、剤数とか日数に関係なく所定の点数が算定できるということになっています。ところが、院外薬局の場合には、剤数とか日数によって違います。ですから、薬の出される種類とか、量によってまちまちなのです。そういったこともありまして、その患者によってどのくらい割増しになるかというのは違うのですけれども、2割増しになる方もいれば、4割増しになる方もいらっしゃいます。

井川委員

市民の方は、そういうことがよくわかっていないのです。ですから、院外処方に皆さんはならされてしまって、院外処方がいいとおっしゃっているのですけれども、私は本当に自分がもらってみてびっくりしたのですけれども、院外薬局に行くと、ただ座って、「はい、どうしました」というだけで200円も取られるのです。何か薬事指導というのですか、患者の負担が非常に多いのです。それと、例えばふぶいたり雨が降ったりすると、いくら向かいにあっても、3件向こうにあっても歩いていかなければいけないわけです。ですから、院内薬局のほうが非常に便利なのですけれども、私はどちらかという院内処方のほうが自分は病人としては大変よいと考えているのです。

それで、今度は両市立病院の採算性なのですけれども、今黒字になっているのか赤字になっているのか、その辺をお知らせください。

(樽病) 事務局次長

今のお尋ねは、薬に対してだけということでございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

我々が考えておりますのは、今第二病院事務局次長も答弁をしました調剤費だとか、そういうもので薬剤師の人員費は賄えていると思っておりますので、正確な数字を出しているわけではございませんが、院内処方自体は黒字かと、そこで赤字が出ているということはないと思っております。

井川委員

普通の病院から見たら、市立小樽病院は薬の仕入れ数が多いです。だから、恐らく薬のプロパーから仕入れる値段も小さい病院であれば100円のものが市立小樽病院であれば80円ぐらいで仕入れられるのかと、そんな気がして、普通の院外処方よりは利益があるのではないかと考えていたのですけれども、そこまで計算していないということですが、赤字にはなっていないということで安心いたしました。これから新病院になったときは、どうなるかちょっと今のところいろいろ問題があるようなので、その部分はまた別にいたします。私も市民の方に何回も聞かれて、自分ももらってみて初めてわかったのは、本当に最低でも2割ぐらい安いということがよくわかったということで、大変小樽病院はほかから見たら点数が低いというのですか、ベッド数にも応じるのでしょうかけれども、薬の部分についてはそうでもないのかと思ったのですけれども、薬もやはり安いということがよくわかったので、それはひとつ勉強になりました。

ごみの資源回収について

次に、ごみの問題です。

集団資源回収の奨励金が減額になりました。それで、その後の回収状況はどうでしょうか。量が減っているか減っていないか、あるいは苦情が来ているか来ていないかということです。

(生活環境) 廃棄物対策課長

お尋ねの件でございますが、ちょうど本年の上半期の奨励金の申請が7月に行われまして、その結果、平成19年の上半期の結果が1,966トン、今年の上半期の回収量が1,937トン、ほぼ同量というふうになっております。それで、7月以降からの集団資源回収が4円ということになっております。まだ、奨励金の集計としては上がっていないのですけれども、助成金を出している資源回収業者のほうの取扱量を比較しますと、7月については、昨年が272トン、今年が273トン、8月については昨年が176トン、そして今年が196トンというふうに、量としてはほぼ同量、比較すれば7月が0.5パーセント増、8月分が6.7パーセント増となっております。

あと、これについて団体のほうからの苦情というものは、私たちのほうでは受けてはおりません。

井川委員

1円減額をしたときに、各団体、地域のスポーツクラブとか、いろいろなところから苦情があったようですけれども、やってみたら、意外と量もそんなに減っていないし、皆さん努力をなさって減額になってもさほど関係がなく、小樽市のためにはなったのではないかと。市の見方からすれば、他都市並みに下げても当たり前かと本市の状況からいったら思っていたのですけれども、1円減額をしてみて何でもなかったということで、安心いたしました。

それから、ごみが有料化になってから、回収のトン数が減っているようなのですけれども、この辺の量についてはいかがでしょうか。

(生活環境) 廃棄物対策課長

平成17年度に行いましたごみの減量化・有料化の後、廃棄物の量、家庭からの燃やすごみ、燃やさないごみ、あと粗大ごみ、資源物も含めまして、対人口比の減少よりもさらに減っております。これはこの現状の施策により、市民に排出抑制や減量化の意識がずいぶん高まったためではないかと思っております。

あと19年度については、実はさらにちょっと落ちておりまして、これについては十分な分析が必要なのですけれども、長引く景気の低迷の影響で、消費自体が少し鈍っていることも多少影響があるのではないかとというふうに分析しております。

井川委員

景気の低迷でごみまで減るのかと、ちょっと私も驚いたのですけれども、本当に決算書も見てみたのですけれども、減量化になってどんどん収入は落ちてきているわけです。ですから、ごみ袋が売れなかったら市も大変困りますよね、ストックになりますから。そんな部分でちょっとこれは景気に影響しているとは私も思わなかったのですけれども、皆さん生活の知恵でどんどん減らしているのかという部分があるのです。それで、市で集めている鉄くずが今非常に高いのですけれども、現状はどうですか。

(生活環境) 廃棄物対策課長

今、市が収集している資源物の収集自体もそうですけれども、リサイクル焼却施設とか破碎施設から出るアルミ缶、スチール缶、破碎アルミ、破碎スチール、あとペットボトルのペール品、こういったものをやはり昨年に比べまして高い値段で売却されております。今、申しわけないのですけれども、正確な数字は毎月の入札の中で変動もしておりますので、ちょっと後でお知らせしたいと思えます。

井川委員

なるべくお金になるようなものをたくさん集めて、少し収入を上げていただきたいと思えます。

介護保険施設について

次に、介護保険施設なのですけれども、今小樽に何か所ありますか。

(医療保険) 主幹

介護保険施設ということでございますけれども、介護保険の指定事業所数でいきますと、9月1日現在で229事業所ございます。ただ、一つの建物の中に居宅介護支援事業所と訪問介護事業所と入っている場合がありますから、

施設、建物でいきますと、もうちょっと少ないかと思います。

井川委員

229事業所ということで、非常にたくさんあって、それだけ利用する人が多いということなのでしょうけれども、このうち市が監督といったらおかしいのですが、市が指導している施設というのは何か所ありますか。

(医療保険)主幹

市が指導の責任を持っておりますのは、グループホームなどを含む地域密着型サービス事業所でございまして、現在44か所ございます。

井川委員

その44か所について、勤務している人員が、これで十分かという監督はしていると思うのです。人員配置というのですか、例えば入所者が何人いたら何人の職員が必要かという部分を把握して、監督をしていると思うのですけれども、それについては皆さんクリアしているのでしょうか。

(医療保険)主幹

市に指導責任がありますので、訪問したときには勤務表なども点検しております。現在のところ、大体国の基準どおり運営されておりますので、その意味ではこの範囲で何とかなっているというふうに思います。

井川委員

新聞報道によると、介護施設で働くパート職員とかが非常に次から次とやめていって、せっかく介護をしてもらっている方がなれてきて、ようやくほっとした瞬間にすぐやめられるという、非常に出入りが激しいということがありました。私は正社員が何人でパート職員は何人かを質問したかったのですが、それは残念ながら把握できていないということで、しかも賃金についても全然把握していないということで、私も非常に難しいことを聞いたのだと思っておりますが、今、賃金なんかでも不平不満があって、やめられる方が大変多いということなのですけれども、このようなところで働く場合は、免許が何もなくては働くことができないと思うのですが、普通にパートとしてレジを打っている方と賃金を比較した場合、時給的にはどうなのでしょう。

(医療保険)主幹

パートにもいろいろな種類がございますので、比較できない部分もありますけれども、小樽市内の傾向、訪問したときなどに話を聞きますと、全国的に言われているのと同じ傾向で、多少は低いのではないかというふうには思っております。

井川委員

今回陳情も出されておりますけれども、理由を聞いてみたら重労働なわりには非常に賃金が低いということで、私はそういうことからいって、経営者があまりにも利益を独占しているのではないかという部分もあったのですけれども、そういうことについては把握していませんよね。難しいですか、そういうのは。

(医療保険)主幹

厚生労働省が保険者に示しております運営基準には、賃金労働条件というのがございませぬので、私どもの指導の範囲ではございませぬけれども、今のお話ですと、経営者の中には結構潤っている方もいらっしゃるのではないかとございませぬけれども、介護事業以外をやっている方もいらっしゃいますので、一概には比較できないというふうには思っております。

事業所そのものの収支につきましては、一通り目を通すようにしておりますけれども、グループホームの場合、赤字というところは今まで見た中ではありませんでした。大概のところは1年間の収支とんとんという形になっております。

井川委員

大概のところ収支とんとんというのであれば、これ以上給料を上げてくださというわけにもいかないでしょ

うから難しいことなのでしょうけれども、本当に介護職員というのは次から次へとおやめになっていくということで、介護される方も非常に悲しんでいらっしゃるという実態なものですから、質問いたしました。

生活保護上の最低生活費と最低賃金の比較について

最後に、生活保護の関係で質問したいのですが、今、年間の消費比率の中で光熱水費の割合が全国平均では 7 パーセントなのに、北海道の場合は 9.3 パーセントと非常に高いです。それから、消費者物価指数も全国平均が 1.9 に対して、道内は 3.2 ということで高い割合です。それで、原油高と物価高に非常に苦しんでいる労働者と経営者が多い北海道なのですが、1 か月当たりで比較して、最低賃金で働いて得る収入のほうが生活保護者の扶助費よりも低いというデータが出ているのです。それを計算するのは非常に難しいと思うのですが、例えば 50 歳の生活保護者の方が受給している生活保護費と最低賃金で 8 時間働いた金額と比べた場合、最低賃金のほうが低いということは正しいのでしょうか。

(福祉)生活支援第 1 課長

生活保護上の最低生活費と最低賃金のバランスの関係なのですが、現在の生活保護費の生活扶助基準というのは、国の消費動向を踏まえて、その消費実態との調整を図りながら算定基準を定めております。一方、最低賃金のほうは雇用政策事業になるわけですが、地域の物価など、そういう特性に配慮をしながら、最低賃金を定めるといって比較対照するのはなかなか難しいことかとは思いますが、例えば参考までに生活保護法の中で稼働年齢層、40 歳の単身世帯で 1 か月の最低生活費が幾らになるかということで計算しましたところ、夏の間は一月 10 万 5,170 円、それから冬期間になりますと冬季加算がつきますので、一月当たり 12 万 7,330 円になります。一方、最低賃金のほうで計算しますと、先日新聞で報道されましたけれども、10 月 19 日から北海道の最低賃金が 667 円になる。それで 1 日当たり 8 時間稼働しまして、土日は休んで月 22 日働くとしますと、金額としては 11 万 7,392 円になりまして、先ほど言った生活保護費のほうと比較すると、夏場においては最低賃金のほうが上回っていますが、冬場においては冬季加算があるということで逆に生活保護費が高くなっている。一概に比較はできないのですが、単純な部分ではこのようなことになっております。

井川委員

一生懸命汗を流して働いて、今平均で 11 万幾らということなのです。そして、生活保護者の方はいろいろと事情もあって働けない方もいらっしゃるのですが、大変に恵まれているというか、働かなくてもこれだけいただけるということで、こういうデータがたまたま出ていたものですから、ちょっと拾ってみたのですが、いずれにしても最低賃金が非常に低いので、物価高騰の折なので、ぜひとも国のほうにこれは陳情しなければならない部分で、生活支援課に言ってもしょうがないのでしょうかけれども、私たちも頑張って言わなければならない部分だと思います。それで小樽市も生活保護受給者がだんだん多くなってきており、中でも若い方が非常に多いということはやはりそれだけ就職先がないということも関係しているのです、しょうがないかと思うのですが、これはやはり何といっても景気をよくしなければだめなものですから、頑張ってお客さんをよきにして一生懸命働いてもらうということで、就職したくてもするところがないという方が非常に多く、今本市の場合は生活保護費もどんどん上がっていますので、ぜひとも就労指導のほうも頑張ってくださいと思います。

成田(晃)委員

生活保護について

今、生活保護費のことで話がありましたけれども、最低賃金で働いている人は、賃金をもらっていないながら、さらに家賃を払っていかなければならない。生活をするのに最低賃金の中から支払をしていかなければならない状況があるわけです。病院にかかったら、そこから病院代も払っていかなければならない。そういう中で生活をしていくとなったら、生活保護受給者よりもっと低い生活をしているということなのです。そこで質問しますが、生

活保護受給者に住宅手当を支給していると思うのですけれども、持家を持っている場合には生活保護を受給することはできないですね。

(福祉)生活支援第2課長

生活保護の住宅扶助の御質問ですけれども、自分名義の土地、建物を含めてですけれども、持家の方でも、いわゆる返済をしているローンがついていない場合については、保有を認めてそこに住んで生活保護を受けるということもあります。

成田(晃)委員

持家があっても生活保護を受けられる状況はあり得ることなのですか。

それで、生活保護を受給している人が借家に入っていて、家賃を滞納していたら、家主から請求が来ました。ところが、家主に家賃を支払わないで、その家をあけて出ていってしまった。けれども、生活はしているのです。よその家で生活をしている状況がありまして、そこで家主から相談を受けまして、実際に借りている本人は家賃を支給してもらっているのに、貸している自分は家賃をもらえないでいる。それを何か月もためている。家には住んでいないのだ。よそへ行って住んでいるのだけれども、その請求はどうしたらいいのだということで、私のほうへ相談に来た方がいまして、生活支援課に行って相談をしてみなさい。それで、いい方法を教えてくれるだろうから行ってみなさい。そうしたら、いい方法を教えてくれたようですけれども、そういうときの対応というのはどうふうになさいますか。

(福祉)生活支援第2課長

住宅費の滞納という部分については、非常に悩ましい問題で、生活支援課としても非常に対応に苦慮している問題の一つでございます。

今回、お話のあった部分というのは、いわゆる住宅扶助として家賃を支給をしているにもかかわらず、支払っていないということで退去ということになり出ていった。出ていったのだけれども、その間の滞納した家賃は支払われていないということで、家主はどうすればいいのだということなのですが、一言で言いますと、あくまでも家主とアパートに入る方との契約の部分の問題なので、その部分について小樽市というか、生活支援課が中に入るということは直接的にはできません。その滞納している部分については、結果として生活保護費が本来の目的である住宅の賃貸料に充てられていないということになりますので、その住宅費相当分について、家賃についてはもとの家主に支払いなさいという指導をすることにはなりません。ただ、本人から住宅扶助として支給したお金を市のほうに返還させて、市からその分を家主に支払うというような仕組みにはちょっとなりませんので、そこら辺については家主を含めた中で、滞納をしている人ときちんと話をして返済をしてもらおうということになるかと思えます。

こういう問題が全国あちこちで発生しており、平成18年4月から家賃について直接家主に支払うことが可能となりましたので、滞納のおそれがある方につきましては、順次そういう形で家主に家賃を支払うということで滞納を防止しようということで今は進めております。

成田(晃)委員

借りる人と貸す人の間で契約をきちんと結んでいけば、今度は直接市のほうから住宅費相当分を支給する段階で、家主に家賃を別納で支払うことができるということなのですね。

(福祉)生活支援第2課長

契約はもちろんそうなのですけれども、家主のほうで口座とかなんとかということも当然聞かなければいけないので、家主の希望があれば、これは被保護者の意思に関係なくできるというふうに平成18年度から変わりました。ですから、そういう部分では家主のほうで対応していただけるのであれば、直接家賃を支払うことは可能です。

成田(晃)委員

生活保護を受けている人というのは、今こういう時代ですから、体が健康であっても、なかなか仕事が見つから



ない状況で、生活が困窮している人も多いと思うのですけれども、その人たちのためにこういう制度というのがあるわけですが、その中でやはり人に知られたくないという気持ちは表面にはあると思うのですけれども、ただ単に皆さんからいただいた税金の中から、生活を見てもらえる、そういう甘えの気持ちというのが常にどこかにあるのではないかと。もらっている人の中に、そういう気持ちがあるのではないかと。社会全体から見たら、そういう人たちに対しやはり一定の規定をつくって、1週間に1回、2回、3回なり市役所に来て、そして何かをやらせようとか、何か書類、自分なりの日記を提出してもらおうとか、そういう規定をつくっていく方法などは考えたことはあるのでしょうか。まだまだそういうことは、考えられない状況なのではないかと。

(福祉)生活支援第2課長

なかなか難しい問題なのですけれども、まず体は稼働が可能な方ということで、18歳から65歳までの方につきましては、当然働きなさいということで就労指導があります。その中では、当然いろいろな求人誌とかそういうものがありますけれども、メインはハローワークでの求職活動ということでございます。その方の年齢とか、過去の職歴、肉体労働を中心にされている方だとか、あるいは事務の業務をされていた方だとかということで、ちょっと体力的な部分を含めて、いろいろな形がありますけれども、中には週に二、三回ハローワークに行き求職相談をして、ハローワークで判こを押してくれますので、それを書面にする形で市役所に毎月提出しなさいということで、就職そのものの活動をきちんと行っているかどうか、今、委員がおっしゃったような形での指導というか、確認はさせていただいております。

成田(晃)委員

やはりこういう生活をしている家庭の中には、子供たちもいるだろうけれども、子供たちは親の姿を見て成長していくわけなのです。汗をかいて働く親を見ている子供たちというのは、親はこうやって汗をかいて仕事をして、そこで我々も育っていくのだという気持ちを子供なりに持っているわけなのです。次の世代のことを考えた場合には、やはりこういう生活をしている人たちでも、何か社会に貢献させる制度というか、例えば先ほど中島委員が言っていた給食の配食をするボランティアだとか、それから生活環境部で言えば、ごみステーションの清掃のボランティアだとか、そういうボランティア活動で社会に貢献させる一定の規定というのが、ある程度必要ではないかと、そういう時代になってきているのではないかと。ただ、おんぶにだっこでももらえるものはもう何でももらっていいという精神ではなくて、何か地域に貢献して、そしていただく。そういうような形のものをこれからつくっていく。ある程度庁内でもそういう話し合いをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(福祉)生活支援第2課長

非常に難しい御提案でございますけれども、まず町会等の中での活動ということなのですが、個人的な部分では町会の役員をやられているとか、そういう方ももちろんいらっしゃいます。プライバシー等の問題がありますので、市のほうでどうのということにはならないのかということも思っております。ただ、当然社会とのかかわりという部分の中では、勤労だけではなくて、社会活動という形でボランティアとかということも検討の余地はあるのかというふうには思いますけれども、生活保護法に基づく指導の中で、「あなた、ボランティアしなさい」ということになるかどうかということになると、やや難しいのかというふうには思っております。ただ、今後の部分につきましては、委員がおっしゃるような部分で、今までの就労指導をするだけではなくて、もっとほかの形で社会にかかわっていくことが必要なのではないかというような部分も踏まえた上で、考えていきたいというふうには思っております。

福祉部長

今、生活支援第2課長から答弁をしたとおりですけれども、そういうふうにならぬように成田晃司委員も思っているとは思いますが、保護世帯が悪いわけではないわけですから、社会貢献とかボランティアというのは保護世帯でない人が一般世帯という表現だとしたら、保護世帯も一般世帯も自主的にボランティアをやりたくてい

ろいろな意味で奉仕したくてやるということですので、保護世帯だからそれを強制されるということは、そういう意味でおっしゃっていないとは思いますが、そういうことはできないというふうに思います。そういう意味では、同じような考え方で、一般世帯に対しても市としては指導をすることかということ自体、問題があるというふうに思いますが、その保護世帯の方々にそういったことを期待するという部分では、地域とのかかわりもありますので、そういったことがなされていけばいいというか、そういう気持ちではございます。

成田(晃)委員

やはり今部長からも言われたように、子供なのです。次の世代のことを考えるからこういうふうに話をしていかなければならないと思っているのです。一生懸命汗をかいて働いて、生活保護を受給している家庭より少ない給料しかもらってなくても、年金を納めるなど、そういうことに協力しているわけです。ただ、そういうのも納めないうで、ただ生活保護だけを目的にしているような人も中にはいるから、それでは社会に貢献するようなものを持ちかけてやって、そして地域にボランティア組織をつくるようなことをやれば、子供は親は何もしていなくても地域に貢献してくれている、そういう姿を見るだけで、子供の成長過程の中でかなりのプラスになってくる。次の世代には小樽市にも明るい未来が見えるのではないかと思うから、こうやって言っているのです。ぜひ庁内で検討するための会議を開いていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時28分

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

千葉委員

産業廃棄物最終処分場の処分手数料着服について

初めに、産業廃棄物最終処分場の処分手数料の着服について何点かお伺いいたします。

まず、樽栄環境整備株式会社に最終処分場の業務委託をされていたということでありまして、その事務に携わっていた職員というのは何名の体制でやっていたのでしょうか。

(生活環境)管理課長

通常の業務では7名です。そのほかに季節的にやらせている業務がございまして、その業務に1名と、最盛期は8名の従業員がおります。

千葉委員

先ほど手数料の徴収に多数の事務職員とありますが、私も事務の流れがよくわからないのでお聞かせ願いたいのですが、最終処分場に、運搬業者のトラックが入りますよね。その時点で先ほどお伺いした電算処理による数量をはかったりとか、そういう流れで事務が進んでいく。要は、一般的な事務の流れをお聞かせ願いたいのです。

(生活環境)管理課長

まずその前に説明をしておきたいのが、この処分場の場合は、料金の徴収方法が大きく分けて二つございまして、一つは多量反復ということで、あらかじめ承認している業者につきましては、毎月1度、月分をまとめまして翌月に請求するという、後納方式というのがございまして、それと、そのほかの業者につきましては、直接搬入の都度窓口で現金で料金を徴収する方式、この二通りがございまして、今回の場合は、この窓口で直接支払う業者なのですけ

れども、搬入し計量器に乗り、そこで搬入の品目をインプットいたしますと、その重量なりそれに伴う料金を算定し記入された搬入伝票というのが打ち出されるというふうになっております。そして、あわせてそのデータにつきましては、別途コンピュータのシステムと連動しておりまして、そのシステムにデータが集計されるという流れになっております。

千葉委員

後納扱いの業者と現金扱いの業者があるとお聞きしたのですが、これはすべて後納扱いにすることにはならないということですか。これは向こうからの申出で選ぶことができるということなのでしょう。

(生活環境)管理課長

この処分場につきましては、いわゆる一見から、毎日のように定期的に収集している業者など、いろいろございまして、そういった中であくまでも後納業者といたしますのは、多量反復、毎日のようにとか、そういったことでの業者のみを、あらかじめ申請させた上で承認しているというふうな状況になっております。

千葉委員

先ほどちょっとお話があったのですが、今回着服した男性職員が、みずから窓口で対応していたということで、繁忙時にそのような対応をせざるを得ない状況があったと思うのですが、要はそういう時間帯、例えば昼の交代でそうなるのか、そういう人員の確保ということについてはどのようになっているのでしょうか。

(生活環境)管理課長

実際に窓口の担当として位置づけられているのは、この所長以外に 2 名おります。ただ、この 2 名も別途ほかの業務がございまして、場内の見回り業務もございまして。それと朝ですので、前日の書類の整理とか、管理棟内の整理整頓等の業務もございまして、そういった時間帯につきましては、一時的に総括責任者が窓口に出る時間帯があるという状況でございます。

千葉委員

そうしましたら、計量をしてから、伝票の出力から集金まで一人ですべてをやる状態になっているということでしょうか。

(生活環境)管理課長

1 件の搬入に対しては、そのように一人で現金の受領まで行うというふうになっております。

千葉委員

ひとつ確認をさせていただきたいのですが、先ほど間違えたとかそういうことで破棄をする伝票があるということで、データのほうも消されていたというお話があったのですが、出力された件数が何件で幾らとかということで、そういうデータの出力項目というのは毎日出ないことになっているのか、またそれもきちんと出力として出てくるのかということをお伺いしたいのです。

(生活環境)管理課長

削除されたデータにつきましては、削除されたままという状況で、もう復元はできないようなシステムになっています。ただ、毎日の業務といたしましては、その日の有効となった伝票数に関するデータの日計表、それと先ほど答弁をしましたが、日々の業務といたしましては、伝票にはあらかじめ連番が振られており、当然、そこから使われた伝票の数というのが算出されますので、その突合の作業をするように指示しております。

千葉委員

最終的に今日一日終わりましたということで件数、金額、出力データとの照合という最終的な管理をされているのは、今回、着服した職員ということでよろしいのでしょうか。

(生活環境)管理課長

当該職員につきましては、委託業務の総括責任者という立場で、一日の集計等の突合作業等を行っております。

千葉委員

責任者で最終的に確認する方がこのようなことを行っていたということで、委託業者の一日の作業の中で非常に見つけるのが困難だったのかというふうに思う反面、やはり市の監査というか、監視の目が非常に甘かったのかというふうに思っていますが、現金収納の分に関しては、翌日市のほうで収納されるというシステムになっているのですか、それとも 1 週間単位とか 1 か月単位という、その点はどういうふうになっているのでしょうか。

(生活環境)管理課長

当日収納しました現金につきましては、毎日私どもの指定している金融機関の夜間金庫のほうに収納されておりまして、翌日金融機関のほうで収納されるというふうになります。それと取り扱った現金の毎日のデータにつきましては、毎日打ち出されてはおりますけれども、おおむね 10 日に一度提出してもらっておりまして、あわせて私どものほうでその金融機関の通帳を保管しておりますので、通帳の内容、入金の内容とのチェックをしております。

千葉委員

夜間金庫の中に、支払うための一日の現金とその帳票があるのみで、連番の伝票とかというのは毎日市のほうに送られてくるわけではないということでしょうか。

(生活環境)管理課長

伝票につきましては、そのとおりでございます。

千葉委員

市のほうでは、単純に入った金額と通帳の中身が合っているかどうかということを確認しているだけで、例えば半年に 1 回とか 1 年に 1 回など、伝票との照合というものはどのようなサイクルで行われているのか、お聞かせください。

(生活環境)管理課長

特にサイクル的なものもございませんし、随時状況に応じてというふうな考え方でしかございません。

千葉委員

手数料ということで、それ自体の決算の金額も若干変わってくるという状況もありますし、強いて言えば、運ばれた廃棄物の数量自体もいろいろなデータで提示されていますけれども、それ自体も変わってくるということですよ。その確認をしたいのです。

(生活環境)管理課長

決算のという意味かと思いますが、当然日々の集計の中には、金額のほかに重量等もございますので、その部分も後年度に修正する形になります。

千葉委員

新聞の報道によると、大体 200 万円、先ほどの報告ですと 250 万円ほどになっているということで、74 件中 48 件ということで、この職員の言っていること、2007 年 10 月ころから着服をしていたということになってはいますが、現在何年ごろの分かを精査するということで進めているのか、お聞かせ願いますでしょうか。

(生活環境)管理課長

まず、当該職員がこの業務の総括責任者になったのが平成 18 年 4 月だったものですから、まずはそこからいったん精査をしましたけれども、さらに念のためということでさかのぼって 17 年度から伝票の照合をいたしました。

千葉委員

大体流れがわかってきたのですが、やはり市のチェックが甘かったことは否めないというお話もありましたけれども、本当にそのとおりだというふうに感じていますし、やはり再発防止という点では、しっかり取組をお願いしたいというふうに考えております。現在、こういうことを取組としてやっていこうということで考えられているものというのはあるのでしょうか。

生活環境部長

千葉委員がおっしゃるとおり、今回の件につきましては、チェックの甘さがあったということは当然否めなくて、反省もしているところでございますが、再発防止に向けてこれからどういうふうな策を講じていくかということがこれからの課題になると思います。まず私どもはまだこの不正事件の全容についての調査結果を受けておりませんので、現在調査中ということでありますから、それを待って、この全容自体がどういうもので、手口がどうであったかということを確認した上で、どこにチェックの甘さ、不備があって、それをどのように対処をすることによって再発防止が可能になるのかということも検討していかなければならないと考えております。その点では、今回の私どもが今聞いている段階では、先ほどから説明をしておりますとおり、手口としては非常に単純なやり方、それが一人の責任者に全権をゆだねているがゆえに起きた事件というふうにもとらえております。そういう点では中島委員にも説明をしたとおり、複数のチェックがなされていなかったということが今回の事件を引き起こした致命的な原因だというふうに思っております。その点では複数チェックをすると同時に、それは会社の中でそういう複数チェック体制をとるということを市のほうから指示をすると同時に、市としてはこの委託をしている業務を例えば抜き打ち的な検査、こういったもので現場でのチェック体制なり、手数料徴収業務が正常に行われているかどうかということの点検をしていく必要があるのではないかとこのところは考えております。

千葉委員

やはり委託業者ということでありますから、契約の段階でもきちんとその業者の中でコンプライアンスの指導なり、そういうことの教育がなされているかどうかというのが非常に重要な時代に入ったと思っておりますので、その辺の取組もよろしくお願ひしたいと思います。

身体障害者の補助犬法について

次に、通告しておりました身体障害者の補助犬法についてお伺ひしたいと思います。

市のほうでは、昨年来より視覚障害者の方々のために文章読み取り装置の設置をしていただいたり、また盲導犬の理解のためのサイトを開設して取組をしていただいております。この身体障害者補助犬法なのですが、この法律の目的と定義について教えていただけますでしょうか。

(福祉)石崎主幹

身体障害者補助犬法についてのお尋ねでありますけれども、この法律は障害者の方の自立と社会参加のために補助犬の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、良質な補助犬の育成と普及、補助犬を同伴した障害者の方の公共施設、公共交通機関等の利用円滑化を目指して、平成14年10月1日から施行されているものであります。

定義についてでございますけれども、このうち、補助犬について説明をしますと、盲導犬について視覚障害によりまして日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、歩道進行上の障害物を避けて通よう誘導したり、交差点や信号、ドアを見つけるなどの仕事を行う犬です。それから介助犬は肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物を拾い上げて運搬したり、着がえを助けるなどの仕事を行います。それから聴導犬は、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザーの音や電話の呼出し音などを聞き分けて必要な情報を伝えたり、音源に誘導するなどの仕事を行う犬であります。これら3種類でありますけれども、いずれも指定された教育訓練機関を経まして、認定された犬ということになっております。

千葉委員

今、補助犬の定義ということでお話を伺ったのですけれども、この中でも盲導犬についてなのですけれども、道路交通法第14条第1項で、「目が見えない者は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない」ということで、要はつえ、白じょうを持って通行するか、又は盲導犬を連れて歩かなければ、道路を歩いてはいけないという法律がございます。この盲導犬なのですけれども、本当に視覚障害者の方々にとっては、目と同じ役割を果たしておりまして、非常に全国的にもまだまだ数が少ないという話

を伺っております。

そこで盲導犬の取得を希望する視覚障害者の方の取得条件というのは、どのようになっていますでしょうか。

(福祉)石崎主幹

盲導犬の取得についてでございますけれども、盲導犬を希望される方につきましては、市役所の私どもの窓口、それから北海道盲導犬協会のほうに申し出ていただくこととなりますけれども、私どものほうで直接そのことについて、いい悪いというようなことをするのではなくて、協会のほうへ引継ぐことになるのですけれども、市のホームページの「盲導犬の貸与について」というところに、北海道盲導犬協会のホームページにつながるようになってございますけれども、こちらのほうをごらんいただくとわかるとおり、協会に直接問い合わせさせていただきますが、取得の条件となるものにつきましては、「18歳以上で身体障害者手帳の1種1級程度を持ち、視力による単独歩行が困難な方」という条件が付されているところでございます。

千葉委員

本市のホームページにより、平成19年8月現在で465名の視覚障害者の登録があるというふうに認識をしておりますけれども、盲導犬に関しましては、購入という形ではなくて、無償貸与という形になっています。ただ、やはり取得する、そういう取得条件を得ながらも、視覚障害者の方もともに訓練を受けて、盲導犬を貸与されるというふうになっておりますけれども、その訓練に必要となる経費とか、訓練期間というのは、一般的にどのぐらいになっているのか、わかりましたら教えていただけますでしょうか。

(福祉)石崎主幹

これも協会のほうのホームページからでございますけれども、盲導犬を取得する方が訓練に要する経費についてですけれども、4週間ほど共同訓練、これは協会に宿泊して犬と一緒に訓練を受けるわけなのですけれども、そのときの食費、それから寝具のクリーニング代などで約3万円になるというふうに書いてございます。購入に関しましては、先ほど委員がおっしゃっていたとおり、無償貸与ですので、犬自体のお金はかからないということです。

千葉委員

先ほど取得条件があったのですけれども、実際に小樽市で盲導犬を取得されている方が現在何名いらっしゃるかは、把握していますか。

(保健所)生活衛生課長

市内での盲導犬の頭数なのですけれども、毎年義務づけられております狂犬病予防注射の実施状況から見ますと、現在、小樽市内には2頭おります。

千葉委員

非常に少ないというふうに感じます。確かに全国的に非常に少ない盲導犬なのですけれども、盲導犬になるまで、犬自体も非常に厳しい訓練、また適性を考えまして、盲導犬というのは育成されているのですけれども、現状として小樽市内で希望をしているけれども、取得できないというような状況があるかどうかなど、もし情報がありましたら、そういう方がいるかどうかお聞かせください。

(福祉)石崎主幹

盲導犬の取得を希望されている方の件についてですけれども、今の段階ではそういったお話は伺っておりません。

千葉委員

先ほどもお話ししましたが、身体障害者の補助犬の訓練は非常に厳しいということ、また視覚障害者の方の目の役割を果たす使命を担っているというふうに強く感じております。そこで身体障害者補助犬法の第4章に、「施設等における身体障害者補助犬の同伴等」についてあるのですが、これについてお伺いしたいと思います。「国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用をする施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない」と書いてあります。この不特定多数の者

が利用する施設とは、どのような施設になっておりますか。

(福祉)石崎主幹

不特定多数の方が利用される施設についてでありますけれども、法の中でも定義という形ではきちんと明記はされておられませんけれども、国のほうからいろいろとポスターやパンフレットなどが送付されておりますが、その中では病院、レジャー施設、タクシー、スーパーマーケット、レストラン、旅館、飲食店も含めて全般というふうに書かれているところでございます。

千葉委員

国、地方公共団体、公共交通事業者、そして不特定多数の者が利用する施設ということでもありますので、その前段以外のものはほとんどこれに該当するのかと私自身は認識をしていますが、市のホームページでも身体障害者補助犬についての理解不足から、盲導犬同伴の視覚障害者が旅館、飲食店等の利用を断られた事例もあったというふうにあります。最近について、そのような事例があったかどうかお聞かせ願いますでしょうか。またありましたら、内容、件数についてお聞かせ願いたいと思います。

(福祉)石崎主幹

いずれも今年度になってからでございますけれども、9月2日に後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課の身体障害者相談窓口から情報提供ということでお話を伺っております。この報告によりますと、小樽市内のラーメン店で全盲の方が盲導犬を連れて入ろうとしたときに、盲導犬が犬ということでのみ入店を断られたという事例がありまして、飲食店であったことから、保健所のほうにもその情報を提供しているので、連携して周知を図っていたきたいというものが1件ございました。

千葉委員

その後、連絡を受けてから、ラーメン店のほうに指導とか周知に行かれたのですか。

(保健所)生活衛生課長

9月2日に苦情をいただいた飲食店については、保健所のほうで現場に行きまして、状況の確認と指導をしてきております。当店の御主人は補助犬法のことをよく知らずに、入店を断ったことを認めておりまして、保健所として補助犬法の趣旨及び補助犬が訓練を受けて、衛生面でもすぐれた状態であることを説明しまして、今後拒否をしないように指導したところでございます。

あわせて、ほかの周知に関する部分なのですが、飲食店や旅館などの不特定多数が利用する施設、こちらの許認可権を私どもで持っておりますので、許可書等を送る際に事務連絡票をつけております。こちらの下の方に、介助犬を同伴したお客様を受け入れてくださいというふうな保健所からのお知らせを記載しまして、それを今使っております。この1週間ほどの状況でございます。

(福祉)石崎主幹

この周知につきましては、私のほうからも9月18日、広報広聴課のほうに、広報おたる11月号に法の趣旨を掲載していただきたい旨の依頼をしております。

千葉委員

今、ラーメン店のほうにお話しに行って、今後そこでは受入れをしてくれるということだったのでしょうか。それとも、身体障害者補助犬法第7条第1項の中で、「当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない」というただし書きもあるのです。その辺についてはいかがでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

完全に受け入れるというふうな回答は得ておりませんが、向こうのほうでは、そういうような義務的な部分はわかりまして、それで今後はそのようなことがないように気をつけますというふうな対応でした。

千葉委員

小樽市自体でおもてなしというような町ぐるみでの取組もされていますし、バリアフリー、これは本当にハードの面ではなくても、ソフトの面でも進めていかなければいけないと思うのです。今の御答弁を伺うと、周知については事務連絡の中でされているということなのですからけれども、まだまだ市内の飲食店の方には周知が徹底されていないのかというふうに思いますし、ぜひともこれから周知に対しては御尽力いただきたいと思うのですけれども、先ほどお話があったのですが、後志支庁のほうに苦情のお話が行ったということなのですからけれども、平成19年12月のこの法律の改正によりまして、補助犬の使用者又は受入れ側の施設の管理者等から苦情の申出があったときは、必要な助言、指導等を行うほか関係行政機関の紹介を行うということですが、小樽市の場合、苦情が出たときは、まずどこに相談をしたらいいかということを確認させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(福祉)石崎主幹

委員がおっしゃるように、苦情の窓口は今回の一部改正におきまして、各都道府県、各市に設置をすることとなりまして、北海道で申し上げますと、保健福祉部福祉局障害者保健福祉課地域支援グループというところが直接の窓口になりますが、小樽市内でのことですので、福祉部地域福祉課障害福祉係のほうで、まずはどのようなお話でも伺わせていただきたいというふうに思っておりますし、先日、情報提供のありました後志保健福祉事務所のほうからも、後志支庁の身体障害者の相談窓口のほうにも相談をしてほしいということで、相談受付の問い合わせ先については、小樽市と後志支庁の窓口を列記した形で広報おたる11月号に掲載していただくよう、広報広聴課に依頼をしているところでございます。

千葉委員

今そういうお話を伺ったのですけれども、実際、今回入店を断られた障害者の方、またもしかしたら地方からいらっしゃる方もいると思うのです。そういう中で、法律がいくらできたからといって、障害者の方々というのは、大手を振って入っているわけではなくて、自分たちが補助犬を連れていく前提で店主なりオーナーなりに本当に断って、こういう理由で補助犬を連れてくる、いいですかということでお伺いもしているのです。そういう中で、単純にだめだということで断る事実があるというのは、私は小樽市で、そういうことがあったことがちょっと悲しくもあり、もうちょっと取組に関しても行政がもっとかかわっていただきたいというふうに強く思うところであります。一応これから周知もされるということなのですからけれども、ぜひ苦情、申出に対しましては、早急に対応をお願いしたいですし、今回のこの件につきましては、苦情を申し出た方には、このように対処しましたと、そういう連絡、報告などはされているのかどうか、最後にお伺いしたいというふうに思います。

(保健所)生活衛生課長

まだ連絡をとっておりません。この後、連絡をいたしたいと思います。

千葉委員

私とその立場であると心情的に非常に心を傷めていると思いますので、ぜひ連絡をお願いしたいというふうに思います。

千葉委員

ファミリーサポートセンター事業について

最後に、子育て支援策の小樽市次世代育成支援行動計画の中から、若干お伺いしたいというふうに思います。

昨日、平成19年度事業実績をいただきました。1ページ目の地域における子育て支援サービスの充実ということで、今、少子化の進行ということで、本当に社会保障制度の持続運営に大きな影響を及ぼす少子化対策でありますけれども、未来への投資として国を挙げて少子化対策に力を入れているところであります。

このおたる子育てプランの19年度の事業実績の中で、ファミリーサポートセンター事業というのがございます。前に一度、お伺いしたこともあると思いますけれども、この事業の前期計画を見ますと、「実施民間事業者より実



態を聴取する」となっております。今 3 年半ほど過ぎましたけれども、実際にニーズとか取組とか、同事業者の調査の進ちょく状況といいますが、その辺について、お聞かせ願いたいというふうに思います。

(福祉) 子育て支援課長

今、お尋ねのファミリーサポートセンター事業でありますけれども、これまでも議会で何回か質問をいただいております。この事業についてはある程度は説明をしておりますけれども、育児の援助を受けたい人、それから育児の援助を行いたい人がお互いに地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の援助活動事業ということなのですけれども、確かにこれまでずっとこれについては民間事業者から実態を聴取してきております。これにつきましては、例えばコープの「暮らしの助け合い」という組織がありまして、そういったところで実現の可能性があるのではないかとということで、これまで働きかけをしてきたこともございました。しかし、こちらのほうは最終的には活動の拠点が、想定したものと違うような、例えばシルバー人材センターのようなさまざまな組合員の方の活動によって、若干方向性が変わってきたということで、こちらのほうの実現性は今かなり薄くなってきております。そのかわりといっは何なのですが、今、厚生労働省のほうで各都道府県に 1 か所ずつ緊急サポートネットワークという組織が既にございまして、北海道の中でも 1 か所、札幌に拠点を置く NPO 法人があるのですけれども、こちらのほうは主に現に働いている家庭で緊急的に子供を預からなければならないような状態になったときに、支援会員が預かっている制度なのです。そういった面では、ファミリーサポートとは同じような仕組みですけれども、若干対象が変わっているのですけれども、そういった対象で小樽でも事業展開できないかということで、緊急サポートという部分で小樽での展開を視野に入れて、私どもと話をしたこともあるのです。その中で、そういった組織で現在小樽市内に支援を提供してくれる会員が 14 名ほどいらっしゃるようなのです。この方々はかなり長い時間研修を受けて登録されているのですけれども、そちらの NPO 法人では、そういった今ある組織を活用して、小樽でのファミリーサポートのようなこともできないだろうかということで若干話し合いをしてきた経過がございます。

ただ、またそれについても、最近、厚生労働省のほうで、来年度以降またそういった取組が見直されるやの情報もあるものですから、そういった情報の推移を見ながら、今言った緊急サポートといったほうの方々ともう少し話し合いができればというふうに思っています。

千葉委員

国のほうでの見直しで、当初あったファミリーサポートセンターとしての位置づけが、どのように変わるという情報があるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

私が今知り得ている範囲なのですけれども、そもそもファミリーサポートセンターというのは、働いている親でなくても活用できるというような仕組みですが、緊急サポートネットワークというのは、先ほども説明をしましたけれども、現に働いている家庭が緊急時に子供を預けるということで、若干性格が異なるのです。今後の国の考え方としては、現在あるファミリーサポートセンター事業においても、働いている家庭の子供なども預かれる方向で拡大できるのではないかとというようなことで検討がなされるというふうに承知しております。

千葉委員

ちょっと調べましたら、道内ではその事業主体が NPO とかさまざまあると思うのですけれども、40 か所ぐらい行われているようなのです。今御答弁のあった緊急サポートセンターという位置づけでもやっていますけれども、その内容を見ますと、各自自治体などがかかっているのでしょうかけれども、今お話のあったような支援したい人、支援されたい人の登録を行って、どのようなことを援助するかというと、単純に保育園、幼稚園の送り迎え以外にも子育て支援の中でもありますけれども、病後児保育も備えたようなそういうサポートセンターを実際に行っているところもあるのです。今、国の方向性もちょっと変わってきているという御答弁なのですけれども、小樽市としては、今回、国の方針が変わった様子を見ながらやっていくという方向性で今位置づけをしているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

子育ての現状を見ますと、こうした制度というのはやはり有効だということでございまして、そういうことで次世代育成支援行動計画にもあるのですけれども、今後のことについては、これまでは小樽市内の組織とも話し合いをしてきた中で、可能性が今薄くなってしまっている。それから、緊急サポートセンターのほうも札幌にある NPO 法人との話し合いで若干今可能性があるのかと思っていたのですが、国の方向性で、もしかするとその緊急サポートそのものがなくなるかもしれないというようなこともありますので、これからどうなっていくかという動向を見ながら、今の段階では緊急サポートの方々と話し合いを続けて可能性を探っていきたいというふうにこれまでは思っていました。

千葉委員

では、今時点では実施できるかというのは不透明だというふうに御答弁いただいたのですが、以前、次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～を平成17年に策定されたときに、そのファミリーサポートセンター事業についてはアンケート調査とかも行ってあります。この中に未就学の子供がいる保護者の方と小学生の子供がいる保護者の方へのアンケートの中で、この時点でファミリーサポートセンターの認知度ということでは、本当に9割近くの方が知らないというふうに回答されているのです。この知らないという中でも、もしあったら、さまざまな事業を希望しますかという質問に対する回答では、いろいろなサービスが、一時的な子供の預かりだとか送り迎えだとか急な残業時の子供の預かりだとか、病気の場合などの臨時的な子供の預かり等々、ニーズが非常に高いものがあると思うのです。そういう中で、今ちょっとあまり前向きな御答弁ではなかったのですけれども、やはり保育の中で、これから本当に共働き世帯が増える、また労働人口がどんどん減っていく中で、女性が働き続けられる社会というのは、本当にその子育て支援策の中できっちりと取り組んでいかないと、女性自体も働き続けられる環境というのがなかなか進まないのかというふうに思っていますし、私は国自体はそういう方向性に向かっていると思っていますので、今のサポートセンターに対しましては、その方向性をきっちり見ていきたいと思っていますのですが、仮にサポートセンターの設置について後退するような国の方針が出たとしましても、小樽市としては前向きなと申しますか、それ以外で何か違う方策をぜひ見つけていただきたいと思っておりますし、前期計画の中には取り組むというふうになっていますけれども、それが非常に難しいだとか、国の方針が今までと違うように転換をするということでしたら、ぜひいち早く情報をいただきたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

国のほうでもファミリーサポートセンター自体は、恐らく守備範囲を広げていく方向だろうと思っております。

それで、先ほど答弁をしましたように、札幌の NPO 法人が進めております緊急サポートに登録している、いわゆる子供を支援したい会員が小樽市内に現在14名いらっしゃるということですから、今後はまずそういった方々が現に小樽市内にいらっしゃるの、そういった方々の御協力がいただけるかどうかというか、何か核となる組織がつけられるのだろうかとか、そういったことも含めて、札幌の NPO 法人などとも相談をしながら検討していきたいというふうに思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤(博)委員

代表質問等での質問に関連して、何点か、最初にお尋ねしたいというふうに思います。

保育所の検討委員会について

前回の当委員会でも聞いたのですけれども、保育所のあり方の部分で、前はまだ総合計画の基本構想が正式には出されていないという段階での議論だったのですけれども、一応総合計画の基本構想は特別委員会での承認が

終わっているわけなのですけれども、改めて総合計画の中で出された、子育て支援の特に保育所の部分については、どのように力を入れるのかをまず伺います。

(福祉)金子主幹

今回示しました基本構想の中で、子育て支援の部分につきましては、「安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかにたくましく育まれる環境づくりを目指します。このため、家庭はもとより地域社会全体がそれぞれの役割を担うよう働き掛けるとともに、多様な市民ニーズに対応した保育サービスの充実など、子育て支援の推進に努めます。」ということで規定しております。

斎藤(博)委員

それはいろいろなところで話を聞いたのですけれども、基本構想なのだというようなことで、表現としては、今、主幹が読んだ内容になっているわけなのですけれども、年度内には基本計画が作成されてくるというふうなことになるわけですし、あと半年ぐらいの時間しかない。今、小樽市のほうとしては、この総合計画の基本計画の中で、先ほどもうちょっと広い言い方をしていたと思うのですけれども、特に子育て支援の中の保育ということに関してどのような記載といたしますか、例えばちょっと委員会が違いますけれども、プールであれば市営プールの建設について基本計画の中に文字として入れるか入れないかということで議論をさせていただいて、文字として入れるというような方向で考えたいというような御答弁をいただいているわけなのですけれども、もっと具体的というか、福祉部はどのような考え方で基本計画づくりに臨まれようとしているのかをお答えいただきたいと思います。

(福祉)金子主幹

今後、基本計画あるいは実施計画ということで進んでいくこととなりますけれども、この基本計画の中で、どこまで保育所のあり方につきまして具体的に表現するかというのは、非常に難しい部分もあると思いますし、またこれから在り方検討委員会の中で、21年度末までにあり方について議論をしていただくという中で、当然、基本計画の策定期等もあると思いますけれども、その辺の検討委員会の議論経過も十分考慮した中で、今後考えていきたいと思っております。

斎藤(博)委員

検討委員会で決まって、そこの話にもなるのですけれども、これは来週の29日に最初の検討委員会が開かれて、2か月に1回ぐらいというようなペースでいきますという話をいただいていると、どう考えても来年の3月までにどうなのかというふうに思わざるを得ないわけです。そうすると、基本計画の中で、まさか小樽における保育所のあり方については、現在ここで検討していると、それではなかなかおさまらないというか、それですべてなのかという議論にもなるわけです。その辺についてどういうふうにお考えですか。

(福祉)金子主幹

確かに保育所のあり方について、この基本計画の中でどの程度踏み込めるといえますか、どういう形で表現するか、例えば配置の問題ですとか、定員の問題ですとか、いろいろな課題があると思いますので、その辺は検討委員会の中で、まずやはり課題の洗い出しというところからスタートすることになりますので、そういう部分の議論経過を見ながら、どの程度基本計画の中で盛り込んでいくかどうかというのは、本論の中で検討していきたいと、そのように思っております。

斎藤(博)委員

ぐるぐる回り始めて、この議論をやるとちょっと緩くないと思うのです。

では、話をこの検討委員会のほうに移したいと思うのですけれども、改めて聞くのですけれども、9月29日に最初の委員会が開かれるわけですから、福祉部長がおいでになるかどうかはわかりませんが、この委員会の趣旨なりというようなことを、そこで話すだろうという中に、役割なり、設置の目的みたいことをお話になるのだろうというふうに思うわけで、その辺ももう1週間もない話ですので、こういったような内容をこの委員の皆さんに

お話ししようとしているのかというのを聞かせていただけますか。

(福祉)金子主幹

まず検討委員会の設置の目的ということで、子育てをしている人が安心して働くことができる保育環境の整備充実と、あとはすべての子育て家庭のさまざまな子育て支援サービス、そういうものの充実を図るために、市内に20か所ある今の認可保育所のあり方について総合的に検討をいただく。それとともに、今6か所ある市立保育所の規模や配置についても、御議論をいただきたいということで話をする予定でございます。

斎藤(博)委員

今、主幹がおっしゃっているのが正確だとすると、この間、私はずっとお話ししているこの検討委員会では、今、小樽市内にある20か所の私立・公立の保育所の将来についてどうあるべきかの議論をしてくださいというふうにしかが聞こえないのです。特に6か所ある公立保育所について考えてくださいとしか言っていない。委員の方の議論の方向というのは、そういう20なり6の官民の保育所なり、公立保育所の再編統合というところにしか、それが可能か可能でないかとか、どういう影響があるのかというような議論にしか誘導されていなくて、私が繰り返して言っているように、総合計画の議論の中でも、平成会の成田祐樹議員からも指摘があったように、小樽市としては小樽のまちづくりの中で、例えば直営でやれというふうには断言はしないのですけれども、ここには保育サービスとして、小樽市としては空白地帯があるのです。そういったところについては、移設なり新設を含めて検討してもらいたい、そういうような議論の広がりを持つような余地が聞こえてこないのですけれども、その辺についてもう少し詳しくと言われても、ないものはないのかとしか思えないのですけれども、私がずっとこの間言っているのは、20か所の再編統合も必要でしょう。けれども、それで終わるのだったら、要するに時代の流れとして公立保育所の統廃合しかあり得ないのだと。民間の統廃合なんてあり得ないでしょうと。だから、そうではなくて小樽市民にとって、これから子育てをしようとする人にとって一番いい環境は何なのかということを議論してもらいたい。そのためには新設なり、移設ということも必要ではないのですかと、そういうことも含めて議論してもらいたいのですというふうには言っていないと、私は受け止めるのですけれども、その辺いかがですか。

(福祉)金子主幹

確かに、今、市全体の認可保育所を訪ねた場合に、その保育需要といえますか、どうしても東南部でやはり需要が足りない。それと現在の保育所の配置のバランスがどうかという問題は当然あると思っていますので、ただ最初から、市のほうであまり細かく議論をしていただく内容を話すよりも、課題の中で数字的なものを見ていくと、そういう方向に議論も進んでいくだろうとは思っていますけれども、具体的にその辺の課題というか、今、委員がおっしゃられたようなところまでを、最初から市のほうで示すかどうかというのは、これからまた考えていかなければならないと思っております。

斎藤(博)委員

いや、来週の29日に開かれるわけですね。真栄保育所の民間委託のときからずっと議論をさせていただいているわけですし、真栄保育所の民間委託、それから移設新築についてもそういう将来展望との兼ね合いでどうなのだというふう聞いていたら、今後はこれからつくる検討委員会などでも、小樽市全体のことについて考えたいというふうにおっしゃったと私は記憶しているわけです。それで、私が言っているのは、別に誘導してくださいとかなんとかではなくて、私は、検討委員会の設置自体がそういう議論の余地がないのであれば、この1年間近い議論の経過からしておかしいのではないかと。だから、やはり開会のあいさつになるのか、問題提起になるのか、資料になるのかかわからないのですけれども、そういうふうに必要なと思うのなら、総合計画でも基本計画にプールをつくると書いても、いつできるかわからないと、すぐ反論されましたけれども、小樽市としてやはり保育のあり方を考えたときに、今のような偏りについては見直せる余地がある。だから、そここのところも議論していいのだと、そういう意味でこういうデータを求めているのですという部分を29日に言っていくのか、議論の経過で委員から出さ

れたら、そういうところにもありましたよねという話をするのは、私は、この検討委員会の役割が違うというふうに思うのです。委員の皆さんにそういう情報が提供され、そういう役割があるのだということがわかるというのは、ずいぶん違うので、改めてこの29日の検討委員会でやはり20か所の公設民営の保育所の将来展望について議論してもらいたい。その中では当然6か所ある公立保育所の議論もしてもらいたい。同じ列で空白地帯なり必要などところについての議論についても検討というか、必要があれば、委員の皆さんから言っても出てこなかったというのならともかく、やはり開会の時点で、議論の幅としては新設なり移転も含めた幅を持った委員会なのだということがわかるような形で立ち上げてもらいたい。主幹がおっしゃっているのは、そこがちょっと違うのです。

(福祉)金子主幹

検討委員会の目的は今ある20か所の認可保育所、公立も民間も含めた20か所がどうあるべきかということも本当に総合的に検討をしていただくということですから、今、委員がおっしゃったようなものも含めて、当然検討いただかないとならないと思っていますので、そういう議論をしないで、公立だけの統廃合に偏るとか、そういうことではなく、あくまでも全体的な20か所の認可保育所がどうあるべきか。当然、その中には空白地帯の問題も出てくると思いますし、そういうものも含めて議論をしていただきたいとは考えております。

斎藤(博)委員

違うと言っているのです。話題にならなかつたらならなかつたのだということで終わってもいいのだと、主幹はおっしゃっているのです。だから、私は最初から先ほどから説明していることを設定した検討委員会にしてくださいと、1年前から言っているわけですから、ここに至っても20と6という数字から始めてあり方を検討してくださいというのであれば、場面としてはないのではないですか。それは小樽の総合計画なり、今後の基本計画なりを考えていくときに、要は私が言っている空白地帯についての議論とかが立ち上がってくるのです、環境がないのだというふうに。私はそういうふうに思うから、29日の時点できちんと出してくれというふうにお願いしているのです。

福祉部長

保育所のあり方、全体のあり方ということで検討委員会を設置しますけれども、委員も御認識のとおりといたしますか、あくまでも市がつくる計画です。最終的には市がつくるということなのですけれども、関係者なり第三者のほうから御意見を聞いて、その御意見を参考に責任を持ってつくっていき、それを実施していきますということで、例えば委員からございました、この検討委員会の中で財政的には厳しいとは言いながら、朝里地区だとか桜地区に小樽市でつくるべきだと、いろいろな子育て支援施設をつくるべきだと、そういった御意見が出てくる可能性もあると思いますので、あらかじめ最初から、20の範囲内で考えますとか、そういう枠を設定するものではなくて、あくまでもいろいろな御意見を聞きたいということですので、そういった意味ではどういった御意見が出るのかという部分では例えばございました御意見も出てくるでしょうから、そのときに事務局としてそれを規制するというような考えはありませんし、どこまで検討委員会の御意見を吸収して市が計画をつくっていくのかというのは、具体的に話がこれから始まりますので言えませんが、そういうスタンスでこの検討委員会は考えております。

斎藤(博)委員

よろしくお願ひしたいと思います。ところで、この検討委員会は公開で行われる、傍聴は可能だというふうに理解していいのですか。

(福祉)金子主幹

基本的には設置要綱上も、傍聴することは、原則公開ということになっております。

斎藤(博)委員

では、質問を変えたいと思います。

障害児の放課後児童クラブの利用について

これも教育とは別にやってきている課題なのですけれども、障害児の放課後の居場所のことについて何点か、具体的なことについてお尋ねしたいというふうに思います。

議論は蒸し返しませんけれども、要は小樽市の方針として障害を持った子供でも小学校 5 年生になったら、放課後児童クラブでは受け付けないと、もう決めました。どうするつもりなのだといったら、これからは福祉部のほうの出番ですというような話をされました。それで、そのやりとりの中で二つのメニューを示された部分で、最初に物理的な居場所の部分で、日中一時支援事業を利用して、そこをお願いしたらどうですかという話があるわけなのですけれども、もう一度聞きたいのですけれども、こういう事業を小樽で展開しているのは、何か所で、具体的にどこなのかを教えてください。

(福祉) 石崎主幹

日中一時支援事業の実施箇所についてですけれども、小樽市内におきましては、北海道の短期入所事業の指定を受けた社会福祉法人に委託しておりまして、見晴町にある松泉学院、これは社会福祉法人札幌緑花会で認可してございます。それから、同じ場所に同じ法人で大倉山学院、それから桜町にある小樽四ツ葉学園の小樽四ツ葉寮、同じく桜町にある後志報恩会の和光学園、それから長橋にある北海道済生会西小樽病院のみどりの里、この 5 か所が日中一時支援事業をしているところでございます。

斎藤(博)委員

これは平成19年度実績で、延べ人数になるのか、今 5 か所言われたところの合計で結構なのですけれども、大体どのくらいの方が年間あるいは月間で利用されているものなのですか。

(福祉) 石崎主幹

平成19年度の日中一時支援事業の実績ということで、1 年間で答弁いたします。延べ267人の利用で回数としては532回でございます。実人数で言いますと、大人と子供を合わせてですけれども、53人でございます。

斎藤(博)委員

今私がここで議論しているのは、小学生の特に低学年の部分だと思うのですけれども、まず小学校低学年に限定したときに、どれくらいの子供が利用されているか教えてください。

(福祉) 石崎主幹

小学校低学年では 2 人で 6 回の利用でございます。それから、高学年では 5 人で164回の利用でございます。

斎藤(博)委員

要は 1 年間で利用している子供が小学校低学年と高学年を足しても 7 人で、延べ回数で言うと何回かということになると思うのですけれども、これは今おっしゃっている 5 か所にほぼ満遍なくというのか、逆に今言われた 5 か所で小学校低学年、高学年を足しても結構なのですけれども、どのくらい利用されているか人数でお知らせ願います。

(福祉) 石崎主幹

市内関係分としましては、小樽四ツ葉学園の四ツ葉寮でありますけれども、これは 1 人の子供が145回、それから和光学園が 4 人の子供が11回、松泉学院が 1 人で11回、大倉山学院とみどりの里については利用がございません。

斎藤(博)委員

大体四ツ葉寮にしても 1 人で145回、1 年間で小学校の給食の回数が190から200回くらいなので、ほぼ毎日行っているのかと思うわけでして、ほかのところというのは、本当に少ない。月に 1 回とかそのくらいしか行っていないのではないかというふうに思うのですけれども、そういうような利用の仕方、例えば 4 人で11回とかとって、2、幾らですから、ほぼ年に何回か、例えば親が何かいなくなったときに使っているというふうに思うわけなのですけれども、その利用の実態というのをもしわかりましたら、教えてください。

(福祉)石崎主幹

四ツ葉寮のほうに通っていらっしゃる子供については、1週間を通して使うというのではなくて、決まった曜日に使われているのです。それで、家族での対応が可能な部分については使っていない。母親の仕事が休みであるとか、そういったときには使っていないということをごさいますて、どなたかがその子供について見ていらっしゃる部分については使われていないということです。

斎藤(博)委員

まず、受け入れる側の都合というのもあると思うのですけれども、日中一時支援事業ではこういう利用実態であり、一方で放課後児童クラブというのは学校がある日はやっている。もっと言うと、夏休みも冬休みもあります。そういうのと条件が違うのではないかと心配をしているのですけれども、今のこの五つの施設のどこでもいいのですが、今言っているように、小学校5年生とかが土日以外のほぼ毎日来るようなことになったときに、受け入れる側の体制とかいろいろな問題を考えたときに、可能だというふうに判断をするなり、そこは同じなのですか。

(福祉)石崎主幹

そのことにつきまして、現にサービスの提供ができるのかどうかという心配はこちらのほうでもしました。それで、答弁をした5か所の施設についてすべて会って来てお話を伺っております。そういった中では、その子供のためだけの人であるとかスペースであるとかということではなくて、既存の施設の中で大人と一緒に過ごすということであってもよいということであれば、それで構わないということです。人的なことはある施設には保育士もいますし、幼稚園教諭の資格を持った者もおります。十分そういった対応は施設側でできるというふうにお話を聞いております。現実的に対応は可能だというふうに思っております。

斎藤(博)委員

親もやはりいろいろなことを考えて、いろいろな決断をするときに、こういう施設を見に行ったりするのです。例えば小学校に入るか入らないかの子供を連れて、こういう施設に行ったときに、自分の子供よりずっと年上の子供とお会いになるというか、要するに小学校6年生の子供の姿とか中学生の子供の姿を見て、やはり入所をちゅうちょする、そんな話をよく聞かされているわけなのですけれども、ハード面としては一応できているのだというように理解しておきたいと思います。

もう一つ、どこに行くにしても、移動の部分がもう一つありまして、大抵放課後児童クラブを利用しているというふう考えたときには、学校までは何らかの形で家族が登校させて、終わった時点でも家族が迎えにいったり親なり親せきなりのところに連れて帰ってくるわけですから、考えられるとしたら、学校からこの五つの施設の中のほうに移動をお願いしなければならないということになりますと、今度、逆に介護支援事業をやっているところというのは、小樽市内に何か所あるのですか。

(福祉)石崎主幹

移動介護事業を委託していただいている事業所ですけれども、市内には5か所あります。

斎藤(博)委員

その5か所で、先ほどとうまくリンクするかどうかは、はっきりわからないのですけれども、小学生を客にしているというか、小学校に通っているような子供をきちんと受け持ってくれているような事業所はあるのですか。

(福祉)石崎主幹

子供が特に担当ということではございませんけれども、主に保護者の方がお使いになっている事業所というのは、2か所ないし、今年度に入りましてから1か所また新たに増えまして、現時点では3か所、施設として使っているのではないかとこのように数字的には押さえています。

斎藤(博)委員

そういう中で、平成19年度実績でデータとして出てくるかという心配もあるのですけれども、小学生は現在使っ

ているのですか。

(福祉)石崎主幹

はい、使っております。6人の子供が使っている実績がございます。

斎藤(博)委員

小学生が6人ということですが、それは1事業所で6人ということですか、それとも6事業所で6人ということですか。

(福祉)石崎主幹

先ほど答弁をしましたように、今年度になってから1か所増えて3か所に集中して使われているということですが、19年度中に使われているところでは、市内の事業所としては1か所でございます。

斎藤(博)委員

小学生を客にしている事業所が1か所ありますという御答弁があって、一方で、日中一時支援事業をやっているところが何か所かはありますけれども、要はこれがうまくつながって、ほぼ二百何十日の間、100パーセントではないにしても放課後児童クラブにかわるような事業であるという布石を打たれている気持ちはわかるので聞くのですけれども、要はばらばらに今話を聞いているのです。支援事業で1日預かっているところもある。移動手段もある。小学生を受け入れているところもあるというふうにはばらばらに言っているのですけれども、それがリンクして、学校がやっているとき、放課後児童クラブが終わるときに、定型的にきちんと子供を迎えにいて、たぶん送りだけでいいと思うのでけれども、そういうシステムというのがつくり得るというふうにお考えですか。

(福祉)石崎主幹

システムと申しましょうか、サービス事業者は利用者の申込みに応じてそのサービスを提供するわけですから、いついつ何時にどこそこに迎えにきてほしいと行きたいのだというようなことは、あらかじめ契約という形でお話をされているのであれば、それは可能ではないかというふうに思います。

斎藤(博)委員

逆に学校が終わったら必ず来ようと縛りをかけたときに、この会社だってたくさん車を持っているとはなかなか考えにくい中で事業展開をしていると、スポットで来るという感じではやりくりは考えられない。要は極端に言うと、一人の子供のためにほぼ学校をやっている日、毎日必ず迎えに来てくれるというようなことを小樽市としては担保できるというふうにお考えなのですか。

(福祉)石崎主幹

委員が御心配されている部分はわかるのですけれども、先ほども日中一時支援事業所の施設のほうの聞き取りもしたのと同じように、この移動支援事業の事業所に聞き取りもいたしております。その中では、今、一番子供の扱いが多いところの事業所の方にお話を伺って、仮にこういった学校が終わった後、毎日のようにある場所へ移動支援していただくという形のサービスは確保できるのかというお話を伺っておりますけれども、できる限り子供のことで、需要があれば対応していく。利用する車両も今のところは回せるだけの車両があるというふうなお話を聞いておりますので、その部分だけではなくて、検討していただく事業所の確保という意味では、市として働きかけたいと思っております。

斎藤(博)委員

質問を変えます。

妊婦一般健康診査について

保健所のほうにお尋ねしたいというふうに思います。

最初に簡単に聞きますけれども、今年の8月22日なり、9月3日に舩添厚生労働大臣がお話になった妊婦一般健康診査の拡充について、新聞に大きく取り上げられているわけなのですが、そのことについて保健所として



はどういうふうにお考えになっていますか。

(保健所)保健総務課長

保健所におきましても、この件につきましては新聞報道での情報しかありません。特に国から何かということはありません。新聞報道の中身も今後年末の予算編成に向けて具体案を検討するということですので、今後、国のほうで具体的に決めていくものなのかというふうには押さえております。

斎藤(博)委員

前にちょっと議論になっていた部分なのですが、年間に小樽市民として生まれてくる子供の数というのは減ってきているわけなのですが、そのうち小樽市以外の病院なり施設で生まれている子供の数というのは押さえていますか。

(保健所)保健総務課長

平成19年度でいきますと、小樽市全体で765人が出産しているわけですが、その中で市外で出産している方は163人ということで、大体20パーセントぐらいの方が市外で出産をしているということになります。

斎藤(博)委員

約20パーセントの方が市外で出産をしている、この理由は御承知のとおり、里帰りというか、小樽に実家がないとか、いろいろな事情もありますし、最近で言うと、最新型の病院で子供を産みたいというような思いもあって、自発的に行かれる方もあるし、いろいろな事情で市外で産んでいるのだと思うわけなのです。それで、そういった場合、この163人の方のいわゆる妊婦一般健康診査の助成のあり方なのですが、議論している部分なのですが、要は小樽市外では対象にならないというふうになっているわけなのですが、その対象となくなっている根拠についてお知らせください。

(保健所)保健総務課長

根拠といいますか、現在、小樽市につきましては、市内の医療機関と契約をして健診をしていただいて、その費用を払っているという形でやっています、その関係上、道内全体の医療機関との契約の方法については今のところは具体的に検討をしていなかったものですから、市内の医療機関と。道内のほかの札幌市、函館市、旭川市などの保健所政令市についても同じような形でやっていたので、そういう形で今までやってきたということです。

斎藤(博)委員

逆に言いますと、御承知だと思うのですが、余市町民の方は、余市町以外でも、余市町が出している助成券といいますか、それが使えるということは保健所としては昔から知っていましたか。

(保健所)保健総務課長

それにつきましては、ほかの市町村は、道内のほかの市の医療機関でも使えるということは承知しております。

斎藤(博)委員

要は小樽市は小樽市医師会と契約して、ほぼ小樽市内だけで妊婦が出産しているというふうには思っていたかどうか昔のことはわからないのですが、小樽市民だけではなく、近隣の町村で言うと小樽市民だけは助成券を持ちながら、里帰りすると使えない状態に置かれていて、置かれている理由というのはほとんど、これはちょっと大変申しわけない言い方かもしれませんが、保健所の都合なのです。たまたま小樽市に保健所があって、保健所政令市だという部分で、余市町の人はどこでも使えるような券を持っているし、小樽市民も同じものを持たされるのですが、契約の仕方によって小樽市民だけは小樽市外では使えないという状態で放置されていた。それが今もう163人ぐらいいるというようなことを考えたときに、特に予算は一応見込みでつくっているというふうには思うわけなのですが、最初に聞いた契約の仕方もあると思うのですが、契約ですから、やろうと思えばいつでもできると思うのです。要は北海道医師会なりと小樽市の保健所が契約を結んで道内の医療機関に小樽市の助成券を持っていたら診てください。ほとんど料金は一緒ですから、そういうふうになりましたとい

うのをやろうと思えばできるというふうに思うのですけれども、その辺についてはどう考えていますか。

(保健所)保健総務課長

市外の医療機関との契約ですけれども、これは先ほど言った保健所政令市以外につきましては、北海道と北海道医師会とで契約を結んでやっているということで聞きましたので、具体的に今回聞いたところ、小樽市につきましても、同じような形で契約できるという可能性もあるというふうに考えておりますので、今後具体的なやり方などについてさらに可能な限り前向きな形で検討していきたいというふうに考えております。

斎藤(博)委員

いろいろ話を聞いていて、わかってきた部分もあるのですけれども、小樽市民なり小樽の医療機関には、何の責任もなく、要は小樽市の契約の仕方だけでこういう状態にあるということが、明らかになったと思うのです。契約の仕方についても、そんなにばく大な予算措置が必要だとか何とかではなくて、もともと全員が小樽市内で受診するというふうに考えて予算措置しているのしょうから、予算的にも問題はないわけですから、調べないと契約の仕方がわからないというのは、私は違うと思うのです。どこの町でもやっているわけです。ただ、一括してどこもやっているというのは御承知だと思いますから、やり方が保健所政令市だから、そういう道が閉ざされているのだというのだったら、小樽市民はたまったものではないわけです。契約の仕方というのは、やろうと思えばそんな何年も何か月もかかるようなものでもないし、検討しなければ道が見えてこないようなものでもないというふうに思うのですけれども、そこら辺についてどういうふうに考えていますか。私は極力年度内でも契約が可能であれば契約をして、要するに不作為ではないかもしれないけれども、わかってしまった以上、そういう道があって、予算も持っているし、制度も持っているのだけれども、契約の仕方をもって小樽以外では使えなかったということがわかったわけですから、ほかの町の人方はどこでも使えるというのわかっていて、それはできるだけ早く手を打って、使えるような状態にしてやるというのが、もう半年たっていますけれども、一般的に163人と考えて、これから半年で81人ぐらい子供が生まれてくるということも考えると、まだ半分間に合うわけですから、できるだけ早く契約の方向をとるといことについていかがですか。なぜできないのかというのが、よくわからないのです。

保健所次長

このお話は千葉委員をはじめ、議員からずっとお話がございまして、確かに斎藤博行委員が言われるとおり、ほかの保健所政令市以外の部分では、北海道の管轄下にあつて、このような契約をしております。本市では、妊婦一般健康診査の公費負担回数について、以前は2回で、平成20年度から5回になりました。北海道はちょっと回数が違うと思いますけれども、実際契約をしている金額も違っていたということもございまして、なかなかそういう動きがとれなかったのですけれども、今年度から5回にするに当たって、北海道と同じ委託料で小樽市医師会と契約をしておりますので、北海道と同じ集合契約の中に入る条件ができてまいりましたので、その辺ちょっと時期は申し上げられませんが、前向きに検討していきたいと思つます。

斎藤(博)委員

今、次長が御答弁をしたように、要はやはり北海道との契約の仕方の部分だけですので、ぜひ時間をかけないで対応してもらいたいというふうに要望して終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

産業廃棄物最終処分場の処分手数料について

まず、ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、今回の産業廃棄物最終処分場の処分手数料の関係です

けれども、この手数料というのは、年間でどのくらいの金額が総体で入っていらっしゃるのかということと、それから委託先があるわけですから、委託料というのはどういった積算で幾ら支払っていらっしゃるのかという部分をお聞きます。

(生活環境)管理課長

まず、処分手数料につきましては、平成19年度決算で1億8,529万9,000円というふうになっております。

それと委託業務につきましては、この徴収委託ばかりではなく、あの処分場全体の管理、埋立場の管理、さらには水処理の管理、そういったものも全部ひっくるめて委託をしております、その一環としていろいろ料金徴収の部分も入っております。そういった中で、平成19年度の委託料は5,082万円というふうになっております。

吹田委員

今の御答弁では、委託料全体のものとして支払っているのだという仕組みで、そもそもの考え方として、私などは委託料というのは大体積算しているのだという感じがするのです。だから、手数料の徴収については、その中でどの程度を見ていらっしゃるのかということについてはいかがでしょうか。

(生活環境)管理課長

私どもの委託料の積算自体は、そういう人工分も入っておりますし、重機類も入っておりますし、さらには委託料の管理費といいますが、本社の管理費等も入っておりますので、具体的にひもといてみないと、それに相当する部分の算定はできませんので、これはちょっと改めて算定したいと思います。ただ、人工的には、先ほども答弁をしましたとおり、2人分を見て計算はしております。

吹田委員

例えば単純に言って、2人分というと、年間1人当たりの単価をどのくらいで見ているのですか。

(生活環境)管理課長

この委託の積算に当たっては、特に基礎となる単価というのはなく、市の一つの判断として北海道の土木工事の積算単価を利用させていただいております。そういった中では、1日当たり約9,000円前後の単価で見込んでおります。

吹田委員

わかりました。実質300万円はないということですが、恐らく二百五、六十万円だという感じがしています。  
ひとり親世帯の子育て支援について

それでは、本題のほうに戻りまして、今、子育て支援ということがよく言われていまして、国では保育所への入所数がこれから100万人も増えそうだという話をしているのですけれども、100万人も入れるだけの子供が生まれるのかというのはクエスチョンマークでございまして、私は今回ひとり親世帯の子育て支援という感じでどうかと思うのですけれども、市内のひとり親世帯の全体的な数字というのがわからないということがあるのですけれども、こういうものをデータとして持っていないというのは、私にしてみれば、なぜ持っていないのかと思います。

それで、そういう中でも一応ひとり親世帯になりますと、さまざまな支援をしていると思うのですけれども、その中で児童扶養手当というのは、ひとり親世帯の中で支給されている方がいらっしゃると思うのですけれども、この手当は、そもそもどのような方に支給しているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

児童扶養手当については、父母が離婚するなどして養育を受けられない母子家庭などの生活のために支給されるとなっているところでございます。

吹田委員

この児童扶養手当につきまして、父子家庭での支給対象者というのはいらっしゃるのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

こちらは主に母子ということでありまして、父子家庭は対象になっていません。

吹田委員

児童扶養手当を受給している人数というのはどの程度いらっしゃるのですか。最近の人数的な動きを知りたいのです。

(福祉)子育て支援課長

児童扶養手当の受給資格者数の推移ということですが、平成16年度以降で毎年度8月末時点の数字になりますけれども、16年度は1,793人、17年度は1,798人、18年度は1,817人、19年度は1,803人、20年度は1,791人となっております。

吹田委員

今の人数を聞きますと、そもそも該当する総体の対象の中で、いわゆる未成年の方々が対象になると思うのですが、この人数がほとんど変わっていないということは、逆に言えば、分母が減っているはずですから、いわゆる対象者の割合が増えていると見ていいのかと私は思っているのですが、この児童扶養手当は所得が少ない方が対象ということになると思うのですが、金額的に見ましたら、どの程度の所得以下の方が、支給対象になるのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

例えば子供1人で月額4万1,720円の支給になっているのですが、そういったケースでいった場合に、満額が支給されますのは、所得で見ますと、57万円までということになります。それで230万円を超えますと支給がなくなるということです。この所得については、収入から給与所得控除などを控除して、養育費等があれば8割を加えた額ということになっております。

吹田委員

私はこの児童扶養手当というのは、額の問題はもっと改善しなければだめだと思っております。やはりひとり親世帯というのは、さまざまな面で費用がかかる部分もあるのに、収入が少ないということで、こういう問題があるのですが、私はこの辺の部分はもう少し改善していただきたい。また、対象者にしても、もう少し収入のレベルを上の方まで上げて対応していただきたいという感じで考えておまして、それによりまして、やはり今もいろいろと聞いている中では、結婚をしなくても子供を育てたいという方もいらっしゃる。また、子供が欲しいのだという方もいらっしゃる。また、私にすれば、今、毎回問題になりますけれども、中絶の関係で40万人から50万人の子供たちが毎年生まれなくて終わっているという感じがございます。そういう方々の出産の受け入れができるような社会体制ができれば、一挙に解決するのかもしれないと思っております。

そういう面では、私はひとり親になるのを推奨するわけではないけれども、今の出生数を大きく改善するためには、そういうところに大きな力をかけないと、なかなか改善しないのかという感じがしておりまして、こちら辺の部分は私は福祉の関係でやるのがいいのかどうかというのは若干違うと思うのですが、この辺の部分が必要かと思っております。

それともう一つ、質問の中でちょっと通告したのですが、ひとり親世帯の医療助成をされているということなのですが、この内容についてどのようなことをやられているのかということを知りたいのです。

(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

ひとり親世帯のいわゆる医療助成事業の対象につきましては、現在、母子家庭と父子家庭の父母又は児童ということで、そもそもこの事業は北海道の医療給付事業の要綱にのっとりまして、小樽市が実施して、事業費は北海道と小樽市がそれぞれ2分の1ずつ負担するという形で行われております。なお、対象者は所得制限がありまして、課税世帯若しくは非課税世帯によって、それぞれの助成割合が変わっているというような状況になってございます。

吹田委員

今は北海道との折半でされている事業と聞きましたけれども、これについてはどのくらい対象の人数がいらっしゃるのか、また小樽市のそういう医療の扶助費的なものが金額的にはどの程度支払っているのか、ここ最近の動きについてちょっと知りたいのです。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

平成15年度から19年度までの5年間にひとり親世帯の親と子供、それから合計人数について最初に報告します。

平成15年度につきましては、親と子供、合わせまして3,695人、16年度が3,584人、17年度が3,774人、18年度は3,712人、19年度は3,590人。同様に15年度から医療扶助費全体の金額で千円単位で答弁をします。8,394万3,000円、7,559万9,000円、6,832万4,000円、6,498万8,000円、19年度が5,816万7,000円というような状況でございます。

吹田委員

これについても、受給対象者の人数がそれほど大きく変わっていないということは、先ほども言ったように、人数的な部分を見ましても、やはり分母が当然変わっているということから見ますと、全体の比率的には上がっているのかという感じがしております。

それと何か北海道と折半の共同事業的なものと、それから小樽市の単独事業になっているものもあるということなのですが、これについてはどのようになっているのでしょうか。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

ひとり親世帯に対する助成につきましては、北海道と共同でやっている部分につきましては、親の部分については入院のみが対象となっています。小樽市の単独事業といたしまして、親の外来等については市の単独事業として助成をしております。

吹田委員

この単独事業については、ここ最近の動きについて、人数的なものとか金額的にかかっているものとかというのはどうなのでしょう。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

それでは、平成15年度から19年度までのひとり親世帯の外来の受給者人数とそれに要した医療扶助費について順に説明します。15年度が1,474人、金額が6,373万8,000円、16年度が1,486人、金額が5,693万8,000円、17年度が952人、金額が2,082万5,000円、18年度が952人、金額が1,912万円、19年度は921人で、1,849万1,000円というような状況でございます。

吹田委員

全体的には市の財政も大変だという感じがしておりますけれども、医療費の額的なものについては、この5年間を見ますと15年度が6,300万円で、19年度が約1,800万円ということですので、私はやはり先ほども言ったように、こういう形のさまざまな児童扶養手当も含めて、応援できる部分をしっかりやりたいというのが私の考えであって、だからそういう面では、逆に言えば、範囲をもう少し広げてあげて、例えば児童扶養手当については課税世帯でも若干とかとありましたけれども、市単独の医療助成事業については非課税世帯となっていますから、この辺もそういう形で少しでもそういうものに光を当てて、そしてさまざまな形の中でできるようなことをされるのが、私は絶対必要だというふうに思います。

ただ、言えることは大変失礼ですけども、こんな小さなことでは、子供が増えるなんていう状況に持ち込めるかどうかというのは非常にクエスチョンマークなんですけれども、でもやはりそういう部分が必要かと。ですから、私は今のそういう医療助成の関係もそうですし、それから児童扶養手当の関係についても、もう少し全体のレベルを金額にしても支給対象にしても何にしても上げてもらいたいと思っているのですけれども、この辺について各担当部署のほうのお考えを聞きたいと思いますが、いかがですか。

医療保険部長

まず、私のほうから乳幼児とひとり親世帯の関係で答弁をさせていただきたいと思います。

確かに、今、委員がおっしゃるように、予算的には落ちてきている部分がございます。そういった中で、現在、北海道との共同事業であります乳幼児の医療助成、それからちょっと違いますけれども、重度心身障害者の医療助成の対象を実は10月から拡大をしまして、小学生に対して助成をするというふうになってございます。また、北海道の方でも新たな助成に向けて、子育て支援ということに対しては力を入れていきたいという知事の考え方もございますので、そういった中で、我々としても共同事業等を含めて北海道との連携をとりながら拡充に向けて考えてもらいたいというふうに思っています。

福祉部長

福祉部関連では先ほど答弁した児童扶養手当と児童手当ということで、児童扶養手当については父子家庭には支給されないということになってはいますけれども、基本的には大きなところで、この二つの手当を支給させていただいておりました、当然全国一律の基準なのですけれども、事業費としては二つとも約8億円の事業費で、それぞれの市費負担は児童扶養手当が3分の2、児童手当は原則3分の1などになっております。そういうことで事業費も大変な額になっておりますので、例えば市費で何らかの代替の手当という意味ではないかもしれませんが、そういう意味では数もそれなりにありますので難しいと思いますけれども、最近の中央の情勢では、政権次第では子ども手当という手当も考えているという話もありますけれども、そういった意味で子育て支援ということで、それぞれ考えていらっしゃるのでしょうか、そういうことでございます。

吹田委員

今政権がどうのこうのとあったのですけれども、それはそれとしまして、やはり常にそういう形のことについてはきめ細かな配慮が必要だと思っております、ぜひこれについてはそのようにお考えいただきながら進めていただきたいと思っております。

老人施設の暖房費助成について

続きまして、老人施設の関係とか児童施設、それから介護施設といった形で、その中でいわゆる今の灯油代等についての対応はどうかと思っております、確かに例えば介護施設というのは、今ほとんどが公立でやっていない、民間にやらせています。なおかつ、民間でやりたい人が手を挙げてやっているというのが現実でございまして、それは一つの手法としてやったのですけれども、でも私にすれば、小樽市内にありますそういう施設を利用される方々は市民であって、そしてきちんとサービスを受けながら、また安心した形で介護なり、又は保育なりを受けてもらいたいと思っておりますので、そういう中で今灯油代も一昨年だと恐らく70円台で、昨年が90円台ぐらいです。今は120円台です。何かもうあつという間に金額が上がってしまったということで、皆さんそういう施設を運営する側にとっては、大変な負担になってくるのではないかとと思っております、こういう中で、老人施設の関係では、特養なんかもそうなのですけれども、こういうものについて運営のための資金がどのように積算されているのか、特別何かそういうのを借りていますとか、又はそういう介護やなんかの中にそういうものも入っていますとか、何かあると思うのですけれども、そこら辺のことはどういうふうになっているのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

私のほうは養護老人ホームを措置しております、当然その施設には支援しているといった部分がございます。その中に冬季採暖費ということで、今年で言えば2,210円に入所定員である200人分を掛けた金額を費用として支出しているということになります。

吹田委員

そうしましたら、グループホームはどういうふうになっているのでしょうか。

(医療保険) 主幹

グループホームの場合は、介護報酬とは別に入居者からいただけることになっております。市内に36か所ありますけれども、大体冬期の6か月間、施設は違いますけれども、1か月5,000円から8,000円ぐらいが暖房等ということにしている事務所がございます。灯油代が値上がりしておりますけれども、この間1事業所だけ値上げしたいのだけれども、どうしたらいいかと相談がありました。私のほうでは、すべての入居者の家族の了解を得るようということに助言をいたしました。先日やっと了解を得られたということで、5,000円から8,000円に値上げをいたしました。他の事業所からは相談がありません。それぞれの事業所の努力で灯油の値上がり分を吸収しているものと思います。先ほど収支とんとんと答弁をしましたが、赤字にはなっていないようですので、その範囲で何とかやるのだろうというふうには思っております。

吹田委員

それでは、児童のほうで保育所の関係というのは、どのような形になっているのですか。

(福祉) 子育て支援課長

公立、民間の認可保育所の件でございますけれども、公立保育所の6か所については、交付税で措置されていますので、明確なものは今答弁をすることができないのですけれども、民間保育所の14か所については、国のほうでやはり措置の費用ということで示されておまして、主に児童用採暖費という名称になるのですけれども、これが各施設に運営費として支給された額の中に入っております。まず事業費という大きなものの中にも児童用採暖費というのは入っているのですけれども、これは明確な積算は出ていません。明確な単価が出ておりますのは、加算の単価になるのですけれども、項目として出ている児童用採暖費ですけれども、これは10月から3月までの加算で1人につき月額1,130円となっております。それと、12か月分加算されます事務用採暖費については月額120円となっております。

吹田委員

まず、グループホームについては30数か所ある中で、1か所だけ5,000円を8,000円にしたということで、6割アップしたのですね。6割アップというのは、ちょっと上がりすぎではないかと一瞬思ったのですけれども、この辺の金額については単に了解が得られればいいですという感じで出したのですか。それともこれはちょっと上げすぎではないかという話をしたのか、そこら辺をもうちょっと聞きたいのですけれども、いかがでしょうか。

(医療保険) 主幹

この部分は事業所の独自の判断で決められる部分ですので、特に多いとか少ないとかという話はしませんでした。ただ、それぞれ苦しい生活の中で親の介護費用を出しているわけですから、皆さんの御了解を必ず得るようにと、そういうふうな話をしております。

吹田委員

グループホームに入居している生活保護受給者について

それでは、グループホームに生活保護者が入居していますよね。あの方々のこういう形の負担というのはどういうふうになっていますか。

(福祉) 生活支援第2課長

グループホームに入居している生活保護受給者の関係ですけれども、生活保護においては居宅にいるという認定になっていて、普通のアパートにいるのと同じ積算になっています。グループホームに支払う居住費がいわゆる住宅扶助費ということで家賃というふうになります。あとは年齢に応じての基準の中で、支払可能なグループホームに入居していただくということになります。ですから、居住に当たって、今、单身の方の住宅扶助の上限2万9,000円なのですけれども、その居住費でグループホームへの入居は可能というふうに聞いております。ですから、2万9,000円より高い居住費を請求するグループホームには、生活保護受給者は入っておりません。要は、生活保護受給

者に支給される扶助費の範囲内で支払が可能な施設、グループホームにだけ入居している状況でございます。

吹田委員

そういうことは生活保護の費用として出されている住宅扶助費の関係も含めて全額がグループホームに支払っている可能性があるわけですね。大体グループホームの場合は、そもそもの本人負担が10万円を超えますよね。その辺のところはどうなっていますか。それと支払については、本人から入居している施設に支払っていらっしゃるのか、それともそもそも痴ほう性の方だから、その費用は市から直接施設のほうに支払っていらっしゃるのか、それとも家族を通して支払っているのか、その辺はいかがですか。

(福祉)生活支援第2課長

まず、全額が施設に納められているかという部分なのですが、当然グループホームに入られている方の中でも、病状といいますか状況が元気なため、ゆえに日常生活についてはほとんど自分でできる、あるいはもう全然できないのか、身体的に障害があるのかとか、痴ほうについては程度の問題、重い方もいれば軽い方もいる、そういう状況の中で、さまざまな部分がございます。当然、日常の小遣いというか、そういう部分というのは手元に残るようになっていきますので、全額が施設の方に入るという状況ではないように聞いております。

それと、扶助費の支払方法なのですが、いわゆる自分自身で金銭管理が可能な方については本人の通帳に振り込んでおります。それで本人が金銭管理ができないといった場合、親せきの方かだれか別に金銭管理をする方がいらっしゃる場合についても本人名義の口座に振り込んで、その通帳を管理していただくという形をとっております。というのは、市のほうで「あなたに管理をお願いします」ということにはなりませんので、あくまでも生活保護を受けている方が自分の金銭管理をその方をお願いしているという形をとっているというふうに考えております。そういう金銭管理をしてくれる人がいない場合につきましては、施設に管理していただいているということがございます。この場合についても本人をはじめ、親せきの方の同意を得て、施設が管理をしていくこととなりますので、支払についてはあくまでも生活保護受給者本人の口座のほうに振り込むという形で支払っております。

吹田委員

養護老人ホームの関係で、今回のように灯油価格が変動したときに、御本人の負担が発生することになるのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

本人からいただくお金については、暖房どうのではなくて、収入によってこれだけという決め方をしていますので、灯油価格では変更はありません。

吹田委員

施設によってさまざまなやり方があるようでございますけれども、私はやはり市内に住んでいらっしゃる、市外の方が小樽に来て入居していることもあるかもしれませんが、そういう方々のこういった可処分所得に該当しないような、暖房というのは、灯油は可処分ではないですから、私はこういうものについてもさまざまな手を差し伸べることが必要だろうと考えておまして、確かにグループホームについても暖房費を値上げすることになったとのことですが、やはりこういうものについても、ただ単に事業者が必要に応じて、条件をみて金額を上げれば、そもそも了解をとるとなったところで、対等の力で了解をとるわけではないのです。灯油価格が上がるのだから何とか認めてもらいたい、恐らくはこういう論法であろうと、私は思うのです。そういう面では行政がある部分きちんとかかわっていただいて、その部分はやっていただく。

また、私にすれば、こういう大切な老人の介護の関係でやっていただいていますから、そこに必要なものがあれば、こちらから公的なお金を使ってそこにバックアップするぐらいのものは、私は絶対に必要と思います。これは財源の問題もあるのですが、やはりそういう意味合いでやらなければだめかという感じがすごくしているのです。それと、今この委託運営費の中で、やっていることだから、そういう金額的なものはすべて使用目的を決め



ているのだという感じがするのです。だからそういう面では非常にきめ細かく決まっていますので、燃料費高騰のはね返りも絶対に必要であるのです。だから、今そういう施設の方々が北海道にも直接、採暖費の金額を変えてもらうことを申し出ていますが、これを国が受けるというのは基本的に無理だという感じがありますので、ただ言うことは、そういうものについてもやはり現実的なものに配慮して、地方から国に対して、こういうことをやってもらいたいという声を出していかなければならない。これはやはり行政の首長がきちんとされることが非常に大事だと思っております。この辺について私はしっかりとそういうところを見据えながら、的確に運営してもらい、市民に必要なことをやっていただきたいと思っております。これは基本的には公立のものでやったら、こんなふうにあまり関係ないのだと言われればそうかもしれないです。ただし、民間事業者の場合は、市民のためにもきちんとやってもらう。本来はこういう福祉的なものというのは、そもそもは公的な部分でやらなければならないというのが法律の基本でございますから、そういう部分を考えたら、そういうことをやってもらいたいと思うのですけれども、福祉部長にこの辺のところのお考えをと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

要するに冬季は事業所や市民が大変だというお話で、そのとおりだと思います。市長も本会議で答弁をしましたが、原油対策ということで、市長会の代表として中央要望をしております。その中で児童福祉施設、老人福祉施設における安心な生活の場の確保ということで、障害者福祉施設なども含めまして、社会福祉施設などに対する運営費などを原油価格の変動の実態に即して引き上げるべきだというふうに要望しております。

それから、具体的には、認可保育所ですけれども、認可外の保育所もあります。そういった事業所も保育所の運営に困窮しているという状況もありますので、そういった部分も含めて考えるべきだというふうに要望しておりますので、そういった考え方でいろいろな場所で要望をしていきたいということでございます。

吹田委員

ぜひ今の部分についてよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 37 分

再開 午後 6 時 28 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、中島委員。

中島委員

日本共産党を代表して、新たに付託された陳情第1115号第3項目について採択の討論をします。

第3項目はふれあい見舞金の縮小をやめることを求めるものです。本日の質疑の中で明らかになりましたが、市は今年度当初予算にふれあい見舞金を計上せず、福祉灯油制度との一元化も視野に入れて、制度の廃止も検討しています。ふれあい見舞金は福祉灯油制度にかわる冬季支援事業として平成元年から継続してきたもので、昨年度は福祉灯油の支援と合わせて1世帯当たり8,000円から9,000円の支給がされています。今年度は昨年の1.5倍もの灯油値上げの中、北海道も制度の見直しを進め、自治体負担の半額補助を打ち出し、小樽市もまた冬を待たず、今年度の福祉灯油の実施を表明しているところです。現在、4月以来の物価高の中で、市民生活への負担は多大なものが

あります。このような時期に障害者、母子世帯、高齢者などの弱い立場の世帯への福祉対策を縮小することは、福祉行政の後退そのものです。採択を主張します。

なお、継続審査中の陳情はすべて採択を主張、詳しくは本会議で述べさせていただきます。

委員長

自民党、井川委員。

井川委員

自民党を代表して討論を行います。

陳情第247号は、障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等についてです。厚生労働省は障害者自立支援法を見直すため社会保障審議会障害者部会を開き、障害者自立支援法のさまざまな課題に対して検討をするとし、年内をめどに部会でまとめる予定であることから、推移を見守っていきたいので、継続審査を主張いたします。

陳情第253号生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方についてです。生活保護の母子加算に対し、国が3か年で段階的に廃止することになっております。母子加算廃止に反対する声もあり、これに対し、国はどのように対応していくのか、見極めていきたいので、継続審査を主張いたします。

陳情第258号生活保護基準の引下げ反対要請方についてです。国においては、生活扶助基準について定期的に検証するという観点から、平成20年度に見直しを検討しましたが、実施に至らず見送ったところであります。21年度はまだ具体的に示されておりませんので、今後の推移を見守っていくべきであると考え、継続審査を主張いたします。

新たに提出されました陳情第1115号については、生活保護は憲法第25条により国が最低生活の保障の責任を持ったものであり、地方自治体の裁量の幅はほとんどないものであります。生活保護費の内訳で、生活扶助の第2類で生活保護世帯が消費する光熱水費などが支出されており、さらに冬期間の11月から3月は燃料代などにかかる費用として、冬季加算並びに冬季薪炭費が支給されていることから、灯油高騰に伴う費用の増加は国の責任、つまり生活保護費の増額で対応すべきである。小樽市としても北海道市長会を通して国に対し、原油高対策についてとして数項目の緊急要望を行っており、その推移を見守っていききたいので、これは継続審査を主張いたします。

陳情第1116号及び第1117号についてですが、福祉灯油の実施に対する北海道の補助金は昨年度は上限値が100万円であったが、このたびその上限値を撤廃し、支給額の2分の1が補助されるように補正予算案が道議会に提出されておりますが、その補助基準には生活保護世帯が含まれておらず、支給対象とすれば、市費負担となります。また、国では昨年度同様に生活保護世帯の対象の有無にかかわらず、支給額の2分の1を交付税措置する旨を閣議決定していますが、その詳細はまだ明らかになっておらず、近年の交付税削減傾向から、その交付税措置額は現状では未定でありますので、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

公明党、千葉委員。

千葉委員

公明党を代表しまして、陳情第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について継続審査の討論を行います。

我が党としましては、継続審査を主張いたします。また、継続審査中の案件につきましては、検討の結果、再度継続審査を主張いたします。なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査の可否を一括して裁決いたします。

いずれも継続審査に反対と裁決いたします。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第251号及び第1115号第3項目について、一括採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第250号、第252号、第646号及び第1003号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認と、陳情第1085号は採択と、第1115号第2項目及び所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。